

地球にやさしいまち・経済・ライフスタイルを目指して

京都市

地球温暖化

対策計画

〈2011～2020〉



ご あ い さ つ



京 都 市 長
門 川 大 作

「DO YOU KYOTO?」。

直訳すれば「京都していますか?」となるこの言葉が、「環境にいいことしていますか?」という意味の言葉として、世界中に広まりつつあります。「KYOTO」の名が、環境の取組の合言葉として人々の絆を結んでいるのです。

都市の名称である「KYOTO」が、「環境にいいことをする」という意味で語られるようになったのは、世界初の温室効果ガス削減に向けた国際合意となった、京都議定書誕生の地であることに由来します。しかし、たとえ京都議定書誕生というきっかけがなくても、世界中の人々が京都のまちのことをよく知れば、この「DO YOU KYOTO?」という言葉は生まれていた。私はそのように思っています。

市域の4分の3を森林が占める山紫水明の都・京都は、1200年の悠久の歴史の中で、森を大切にし、木を育て、「木の文化」を育んできました。いつか朽ち果てる「木の文化」であるがゆえに、しっかりと技術や心を伝え、洗練された独自の文化や伝統産業を育み、京町家などが建ち並び優れたまちなみ景観を形成してきました。

また、「もったいない」「始末する」などの言葉に象徴されるように、ものを粗末にせず徹底的に大切にし、つつましく生活しながらも、その中で美しく、心豊かに暮らす知恵と心を磨き、高めてきました。今も、京都のまちを歩くと、門掃きや打ち水など、そうした昔ながらの習慣が根付いた光景に出会うことができます。

今日、大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした暮らしの在り方が問われています。私は今こそ、永い歴史の中で培われてきた京都の知恵と心に学び、ライフスタイルを含めた社会経済の在り方を見直し、持続可能な低炭素型へと転換していかなければならないと考えています。

京都市では、地球温暖化対策に特化した全国初の条例である京都市地球温暖化対策条例を2010年に全部改正し、市内の温室効果ガスの総排出量を、2030年度に40%、2020年度に25%削減するという高い目標を設定致しました。この「京都市地球温暖化対策計画」は、その目標を実現するためのロードマップとなるものです。

持続可能な暮らしやまちづくりのモデルを発信できるのは京都しかない!そして、市民、事業者、環境保全団体の皆様と高い志と行動を共にすれば、必ず削減目標を実現できる!私はそう確信しています。

さあ、皆さん!この計画のもと、力を合わせて京都から世界に向けて環境の取組を発信し、「DO YOU KYOTO?」の輪を広げて参りましょう!

京都市地球温暖化対策計画 目次

序章 環境共生と低炭素のまち・京都	1
1 章 計画策定の背景	8
(1) 地球温暖化問題とは	8
(2) 国際的動向	9
(3) 国内の動向	11
2 章 京都市の地球温暖化対策	13
(1) これまでの経緯	13
(2) 旧計画の総括	16
(3) 京都市における温室効果ガス排出量の状況	19
(4) 京都市の地域特性	21
3 章 計画の基本的事項	29
(1) 位置付け	29
(2) 他の関連計画との関係	29
(3) 計画期間・対象ガス・削減目標	31
4 章 計画の特徴	32
(1) 6つの社会像の提示	32
(2) 各主体の役割	32
(3) 削減効果指標による施策の進行管理	34
(4) 戦略プロジェクトの推進	40
5 章 計画で掲げる施策・ロードマップ	46
6 章 計画の進行管理	92
(1) 推進体制	92
(2) 施策の進行管理	93

序章 環境共生と低炭素のまち・京都

「京都議定書」誕生の地・京都

四季の移ろいをはじめとする美しい自然と 1,200 年を超える悠久の歴史に育まれたこのまちで、世界的な地球温暖化対策の枠組みである「京都議定書」が誕生しました。

地球温暖化に関する科学的な知識や見解が蓄積される中、世界中の国々が同じ方向を向きながら、地球温暖化対策の取組を進めています。

京都議定書誕生の地として世界に存在感を示す京都に暮らし、活動するわたしたちは、このまちが世代を超えて日本の京都、世界の京都であり続けるため、一人ひとりが地球温暖化という問題に向き合わなければなりません。

そして、誇りを持って、率先した「行動」を起こしていきたい。

わたしたちの「行動」の先に実現する「環境共生と低炭素のまち・京都」とは、どんなまちなのでしょう。

想像してみましょう。

本計画が目指すべき目的は、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）の前文に理念として掲げられているように、温室効果ガス排出量の削減を通じて、持続可能な発展が可能となる低炭素社会を実現することです。

こうした低炭素社会の実現に向けては、市民や事業者などのすべての主体が丸となって取組を進めるために、それぞれが広く共感でき、共有することができる将来の社会像を提示し、その実現に向けた政策を進めていくことが重要です。

このため、本計画では、京都の特性を考慮した 6 つの観点から、条例の削減目標年次である 2030（平成 42）年度の低炭素社会像を提示します。



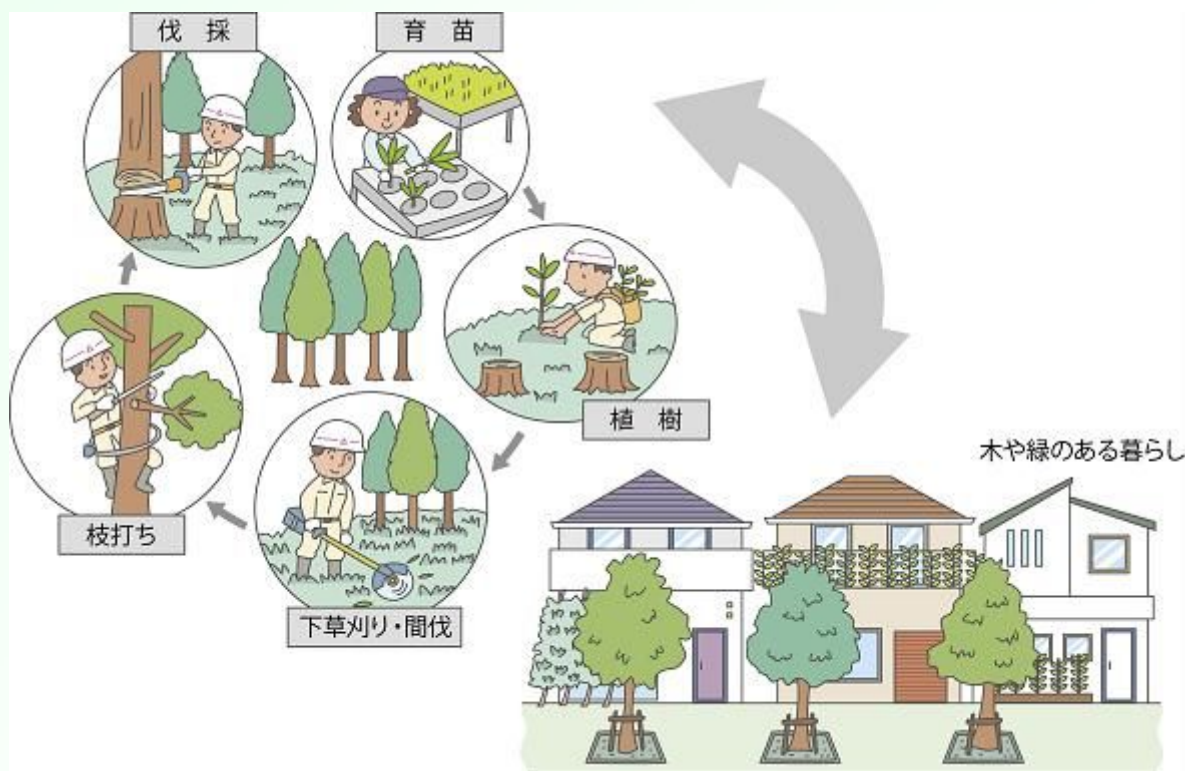
■目指すべき社会像

- 使いやすい公共交通と歩く魅力にあふれ、人々が歩く暮らしを大切にする、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」が実現している。
- 自動車利用の制限を含めた様々な抑制策を通じて、クルマの総交通量は減少し、走行しているクルマは、電気自動車をはじめとするエコカー※¹に代わっている。

■削減効果指標

	2008 年度実績 (平成 20 年度)	2020 年度目標 (平成 32 年度)
① 市内自家用車保有台数	51.6 万台	47.5 万台
② 自動車燃費【販売ベース】	16.9 Km/L	22.0 Km/L
③ 電気自動車及びプラグインハイブリッド車の普及台数	8 台	6 万台

※1 エコカー：本計画におけるエコカーの対象車種は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、圧縮天然ガス自動車、燃料電池自動車、LPG自動車 など。



■目指すべき社会像

- 市域の 3/4 を占める森を再生し、森に親しみ、森の恵みを都市に還元することにより、文化の醸成や産業の振興に積極的に取り組んでいる。
- 地域産木材^{※2}を多様に活用しながら、京町家の知恵を生かした新たな住宅の建設が促進され、持続可能な木材利用の循環サイクルが構築されるとともに、京都らしい景観形成が進展している。
- 豊かな緑に囲まれ、人々が、暮らしの中で、身近に木のぬくもりを感じることができるまちが実現している。

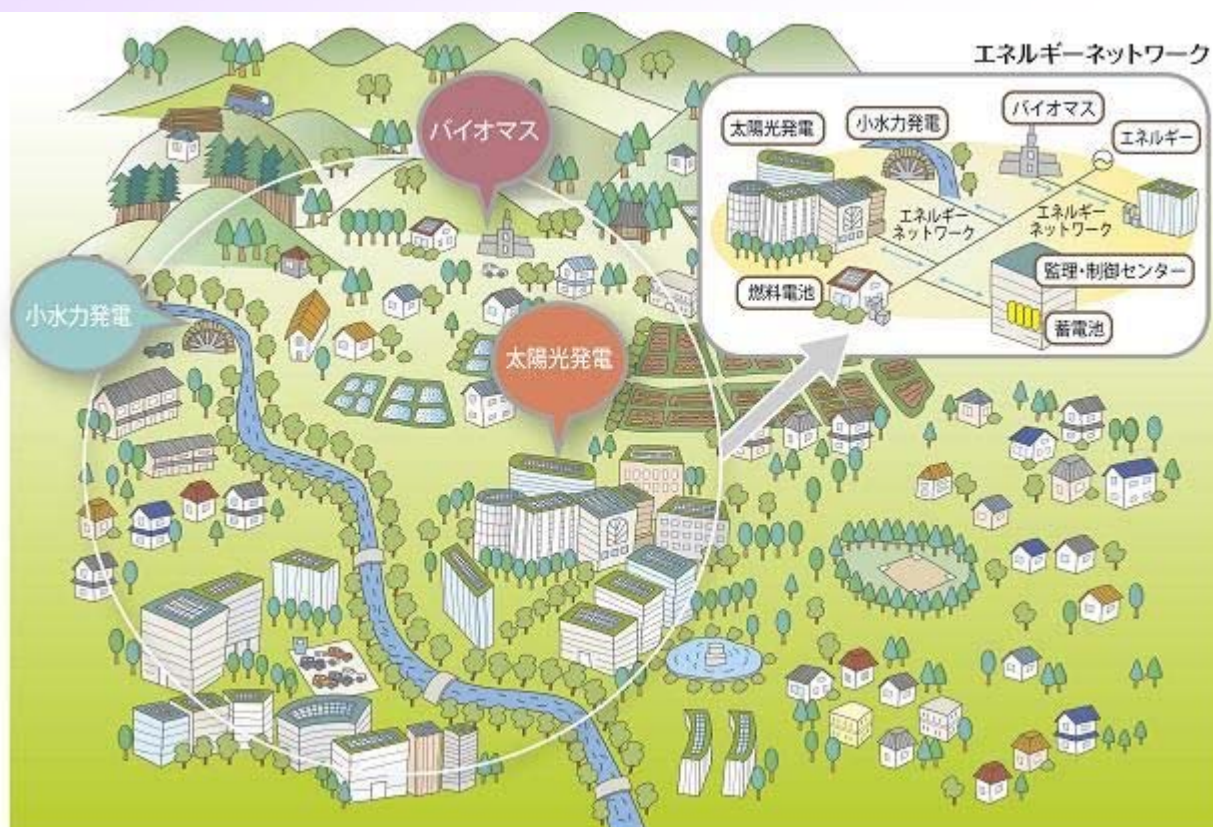
■削減効果指標

	2008 年度実績 (平成 20 年度)	2020 年度目標 (平成 32 年度)
① CASBEE 京都評価届出件数 ^{※3,4}	0 件	540 件
② 地域産木質ペレット利用量	0 トン	3,500 トン
③ 森林面積【天然生林＋育成林】	2.9 万 ha	3.0 万 ha
④ 新規省エネ法基準達成建築物数	0 件	約 1,550 件

※2 京都府内の森林から伐採された木材のこと。

※3 CASBEE 京都：京都らしい環境配慮型建築物を適切に評価・誘導するためのシステム。

※4 ここでの対象は 2,000m² 以上の非住宅。 ※5 ここでの対象は 300～2,000m² の非住宅。



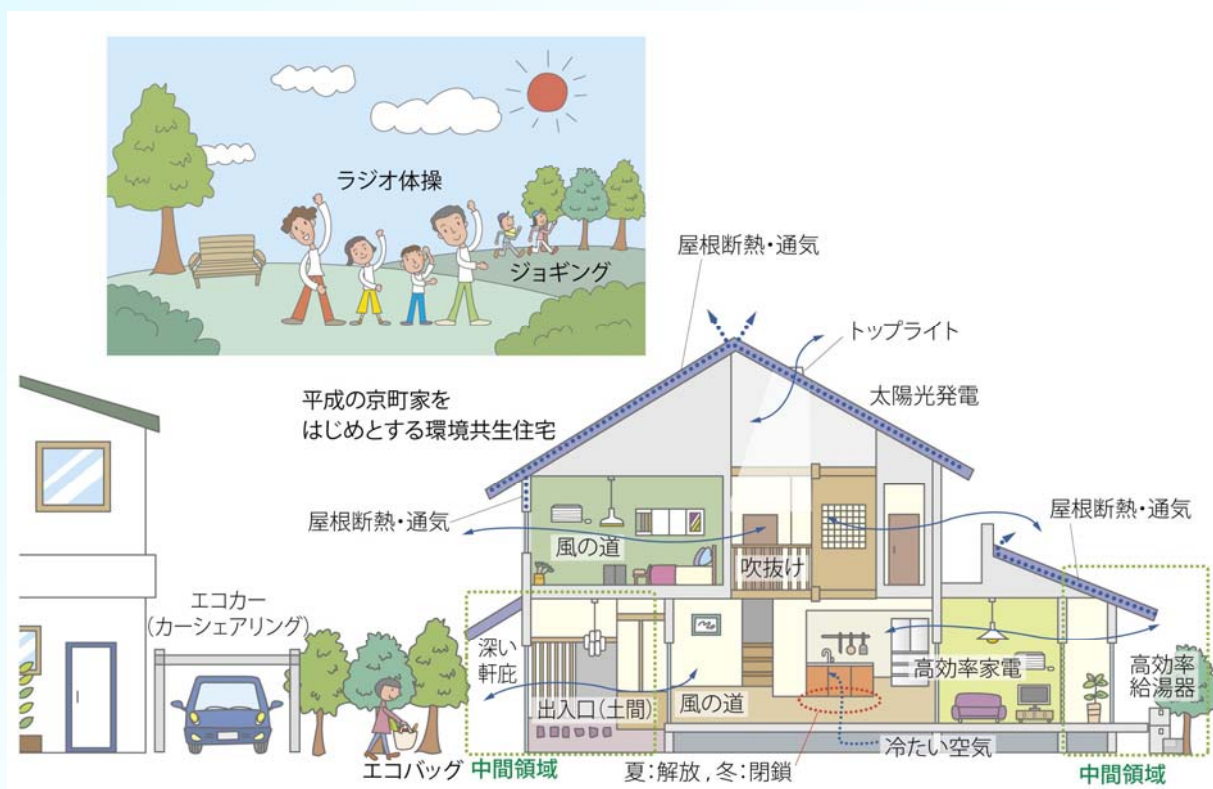
■目指すべき社会像

- 太陽光や太陽熱などを利用したクリーンなエネルギーの創出が市内あらゆる場所で盛んになり、ごみなどのバイオマスや河川などが、地域単位でのエネルギー源としての役割を果たしている。

■削減効果指標

	2008 年度実績 (平成 20 年度)	2020 年度目標 (平成 32 年度)
① 太陽光発電設備の発電出力	8.2 千 kW	160 千 kW
うち住宅用太陽光発電設備の設置戸数 約 1,000 戸 約 10,000 戸		
② その他再生可能エネルギー※6の導入量	約 500 テラジュール	約 1,100 テラジュール

※6 再生可能エネルギー：太陽光・太陽熱・バイオマスなどを利用して得ることができる、環境の保全上の支障を生じさせない無尽蔵のエネルギー。



■目指すべき社会像

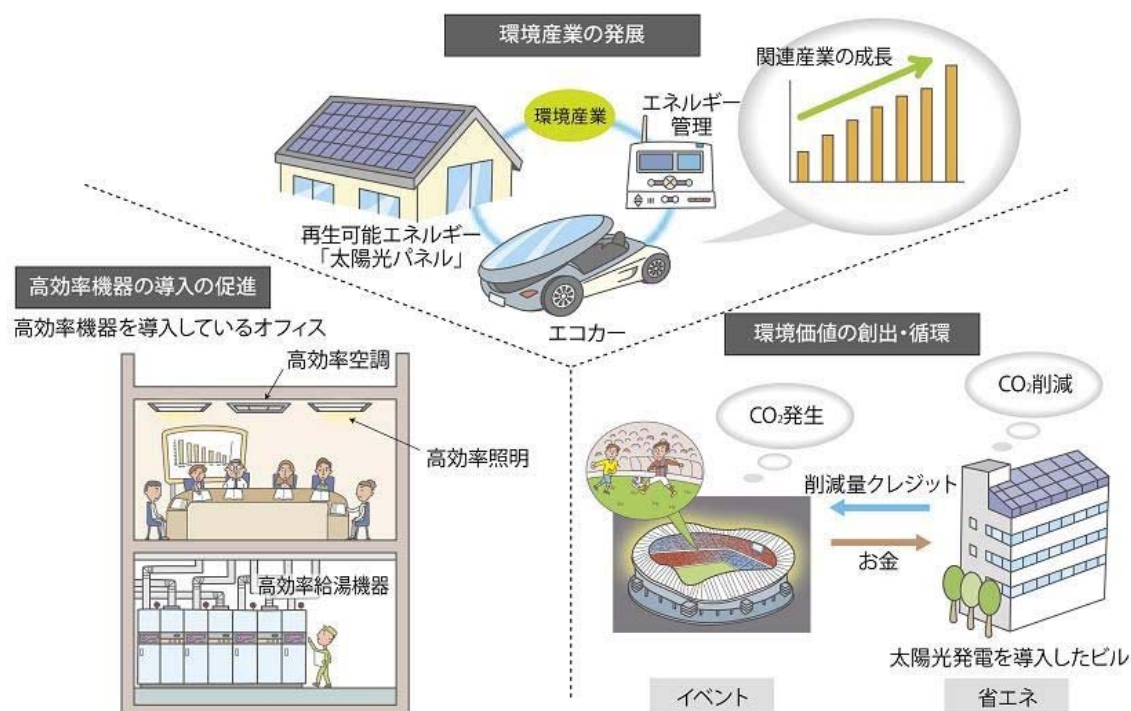
- 一人ひとりが、環境にやさしい取組を当たり前のこととして行い、自然と共生した地産地消の食文化や季節感を大切にする「ライフスタイルの京都モデル」が定着している。
- また、地域のつながりや家族のきずなを大切にするとともに、地域の創意工夫が生かされ、市民一人ひとりの身近な地域から「エコ」が発信されている。

■削減効果指標

	2008 年度実績 (平成 20 年度)	2020 年度目標 (平成 32 年度)
① 高効率家電製品の普及台数	データなし	215 万台
② エコドライバーズ※ ⁷ 宣言者数	1.3 万人	25.3 万人
③ エコ学区における削減量測定の予定世帯数	0 世帯	1,400 世帯
④ 長期優良住宅認定件数	約 1,000 件	約 21,000 件
⑤ CASBEE 京都評価届出件数※ ⁸	0 件	約 100 件
⑥ 新規省エネ法基準達成建築物数※ ⁹	0 件	約 760 件

※⁷ 地球にやさしい省燃費運転である「エコドライブ」を実践し、口コミで広める方々。

※⁸ ここでの対象は 2,000m² 以上の住宅。 ※⁹ ここでの対象は 300～2,000m² の住宅。



■目指すべき社会像

- 最先端の技術を誇る京都の環境産業が、省資源・省エネルギー、長寿命、リサイクルを前提とした製品やサービスの普及に先導的役割を果たし、環境と経済の好循環の下、活力ある地域づくりや世界全体の低炭素化に大きく貢献している。
- 企業では、エネルギー効率の高い機器の導入が進むとともに、環境面での社会貢献活動が活発に行われ、低炭素のまちを牽引する大きな力となっている。

■削減効果指標

	2008 年度実績 (平成 20 年度)	2020 年度目標 (平成 32 年度)
① 特定事業者制度※ ¹⁰ 報告書における 総排出量【製造, 商業・サービス】	154 万トン	138 万トン
② 高効率給湯機器の普及台数	3.4 万台	29.5 万台
③ クレジット※ ¹¹ 化された削減量	0 万トン	1.0 万トン

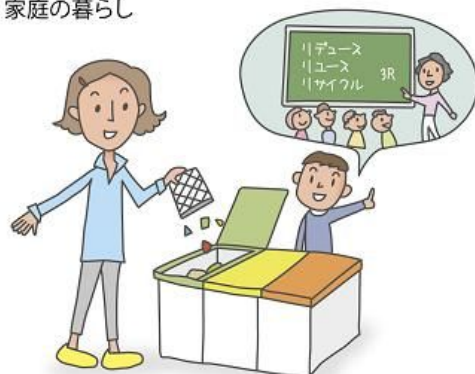
※¹⁰ 条例に基づき、温室効果ガス排出量の大きい事業者が作成し、市に提出する、排出削減のための計画・報告・評価制度【義務】。

※¹¹ 国間、事業者等間で取引可能な温室効果ガスの排出削減量証明。

昔と比べてごみの量が減る



家庭の暮らし



リユース



お店や工場では



■目指すべき社会像

- ごみを減らす生活や事業活動が社会システムとして構築され、それを前提とした製品が普及している。
- マイバッグの持参が当たり前になり、店頭で売られる商品の容器・包装材は必要最小限になるとともに、プラスチック製のものは激減している。

■削減効果指標

① 市処理施設におけるプラスチック類の焼却量

2008 年度実績
(平成 20 年度)

5.3 万トン

2020 年度目標
(平成 32 年度)

2.6 万トン



市処理施設における
ごみの受入量

57.4 万トン

38.7 万トン

市処理施設における
ごみの焼却等処理量

53.1 万トン

36.1 万トン

1章 計画策定の背景

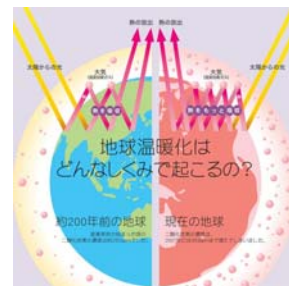
1 地球温暖化問題とは

地球温暖化とは、二酸化炭素（CO₂）をはじめとする、熱を吸収する性質を持つ「温室効果ガス」が、人間の経済活動などに伴って増加する一方、森林の破壊などに伴って二酸化炭素の吸収が減少することにより、地球全体の気温が上昇する現象のことです。

【地球温暖化のしくみ】

もし大気中に温室効果ガスがなければ、地球の気温はマイナス 19℃くらいになるといわれています。人間や動植物が地球上で生きることができるのは、太陽光が、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めているからです。

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。）の第 4 次評価報告書では、世界全体の平均気温は 2005（平成 17）年までの 100 年間で 0.74℃上昇し、それに伴い平均海面水位が上昇したことが報告されています。また、今後も地球温暖化が続くことで、世界的に異常気象や自然生態系、農業への影響などが懸念されており、地球環境への深刻な影響を回避する水準に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるには、世界全体の気温の上昇が、産業革命以前から 2℃以内にとどまるよう、世界全体の温室効果ガス排出量の大幅な削減が必要であることを示しています。

なお、第 4 次評価報告書では、6 つの将来シナリオを設定し、それぞれの世界平均気温の 21 世紀末までの上昇について、予測値と、可能性の高い予測幅を示しており、「環境の保全と経済の発展を地球規模で両立する社会」（最も気温上昇の小さいシナリオ）の予測値は、約 1.8℃、「化石エネルギー※¹²を重視しつつ高い経済成長を実現する社会」（最も気温上昇の高いシナリオ）では、約 4.0℃と予測されています。

【IPCC（気候変動に関する政府間パネル）】

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change）」は、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織です。

※12 長い年月をかけて動植物などが地中に堆積し、地圧や地熱を受け、変成されてできた有機物。特に、石炭・石油・天然ガスなど、燃料として用いられるもののこと。

(1) 地球温暖化対策の始まり

1985（昭和 60）年にオーストリアで開催されたフィラハ会議をきっかけに、地球温暖化問題に対する危機感が国際的に広がりました。

1988（昭和 63）年には、地球温暖化に関する最新の科学的な研究成果を整理・評価し、報告書を作成することを目的に IPCC が設立されました。1990（平成 2）年には、IPCC の最初の報告書である第 1 次評価報告書が発表され、「過去 100 年間ににおける地球の平均気温が 0.3～0.6℃上昇したのは、人間の産業活動などにより排出される温室効果ガスの増大が地球温暖化の主な原因と見られる」などの報告がなされ、地球温暖化問題に対処するための国際的な条約が必要だという認識が高まりました。

(2) 気候変動枠組条約^{※13}の採択

こうした動きを受け、1990（平成 2）年の第 2 回世界気候会議で、1992（平成 4）年までに国際条約をつくることを目指して交渉を開始することが決まり、1992（平成 4）年 5 月に気候変動枠組条約が採択されました。

同年 6 月には環境と開発に関する国際連合会議（地球サミット）がブラジルのリオデジャネイロで開催され、気候変動枠組条約の署名が始まりました。この条約は、世界各国が協力して地球温暖化問題に対処することに合意した初めての国際的な約束で、現在 190 か国以上が加盟しています。

(3) 「京都議定書」の誕生

気候変動枠組条約第 1 回締約国会議（COP1）は、1995（平成 7）年にドイツのベルリンで開催され、2 年間におよぶ国際交渉の末、1997（平成 9）年 12 月にこの京都市で開催された第 3 回締約国会議（COP3）において、「京都議定書」が全会一致で採択されました。

「京都議定書」は、先進国の温室効果ガス排出量の削減について、第 1 約束期間（2008（平成 20）～2012（平成 24）年）における法的拘束力のある数値目標（日本：6%、EU：8%など）を定めたものとして、重要な意義を持つものです。これを機に、世界の地球温暖化対策は、大きな一步を踏み出しました。なお、2005（平成 17）年 2 月 16 日に発効しています。

その後、京都議定書第 1 回締約国会議（COP11・COP/MOP 1）が 2005（平成 17）年 12 月にカナダのモントリオールで開催され、「京都議定書」の完全実施が始まりました。

※13 大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。

【京都議定書】

京都議定書の最大の特徴は、各国が法的拘束力のある具体的数値目標を設定することに合意したことであり、その他には以下の事項が決定されました。

- ① 自国の経済の各部門における省エネルギーの推進
- ② 持続可能な森林経営、新規の植林、再植林による二酸化炭素の吸収の促進
- ③ 再生可能エネルギーなどの低炭素型エネルギーの開発、供給の促進
- ④ 「京都メカニズム（※）」の経済的手法による目標達成

※ 京都メカニズム

市場原理を活用し、国際的な排出量削減コストの平均化を図ることにより、排出削減費用をなるべく低く抑える経済的手法であり、共同実施(JI)・クリーン開発メカニズム(CDM)・排出量取引(ET)の3つの手法があります。

(4) 近年の動向

2009（平成 21）年 7 月、イタリアのラクイラで開催された主要国首脳会議（G8 ラクイラ・サミット）では、世界全体の排出量を 2050（平成 62）年までに少なくとも半減するため、先進国全体で 80%以上削減することの合意が得られました。

2009（平成 21）年 12 月、デンマークのコペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）では、IPCC の科学的な見解を認識し、世界全体の排出量の大幅な削減が必要であることを盛り込んだ「コペンハーゲン合意」に留意することとされましたが、「京都議定書」の第 1 約束期間（2008（平成 20）～2012（平成 24）年）と、2013（平成 25）年以降の第 2 約束期間の間に隙間をつくらないための次期枠組については、最終的な合意に至ることはできませんでした。

2010（平成 22）年 12 月にメキシコのカンクンで開催された第 16 回締約国会議（COP16）では、発展途上国の温暖化対策を支援する「グリーン気候基金」の設立に加えて、森林破壊防止対策や各国の気候変動対策の実施状況を検証することなどを盛り込んだ「カンクン合意」が採択されました。

なお、すべての国を対象にした温室効果ガス排出削減目標の設定などについては、2011（平成 23）年に南アフリカのダーバンにて開催される第 17 回締約国会議（COP17）に持ち越されています。

3 国内の動向

(1) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定

日本は、「京都議定書」により、温室効果ガスの排出量を第 1 約束期間の間に、1990（平成 2）年比で 6%削減する義務を負いました。それを受け、1998（平成 10）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、削減目標の達成に向けて総合的に地球温暖化対策を推進しています。

(2) 「京都議定書目標達成計画」の策定

2005（平成 17）年 2 月の京都議定書の発効を受けて、日本の 6%削減の約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、従来の諸計画を引き継ぐ「京都議定書目標達成計画」を同年 4 月に策定しました。

(3) 近年の動向

2013（平成 25）年以降の国際的な枠組みづくりに向けた議論が進められる中、日本は、コペンハーゲン合意に賛同し、2010（平成 22）年 1 月 26 日に国連気候変動枠組条約事務局に対して、温室効果ガス排出量を 2020（平成 32）年までに 1990（平成 2）年比 25%削減する目標を提出しました。

さらに、温室効果ガス排出量を 2020（平成 32）年までに 1990（平成 2）年比で 25%削減すること（主要国による国際的枠組みの構築及び排出量に関する意欲的な目標についての合意が前提）及び 2050（平成 62）年までに 80%削減することを目標に掲げ、国内排出量取引制度・地球温暖化対策税・再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度（用語説明は 12 ページに記載しています。）の創設などを盛り込んだ「地球温暖化対策基本法案」を、2010（平成 22）年 10 月 8 日に閣議決定しましたが、成立には至っておらず、2011（平成 23）年 3 月現在も継続審議となっています。

また、「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（2010（平成 22 年）3 月 31 日）」や「次世代自動車戦略（2010（平成 22）年 4 月 12 日）」、「産業構造ビジョン（2010（平成 22）年 6 月 3 日）」、「エネルギー基本計画（2010（平成 22）年 6 月 18 日）」など、次々と関連する戦略が打ち出されているところであり、地球温暖化対策はあらゆる政策において欠くことのできない重要な視点となっており、今後、施策の着実な実施が期待されます。

【用語説明】

【国内排出量取引制度】

温室効果ガス排出量の削減の着実な実施を確保するため、大口排出源の温室効果ガス排出量に排出枠を設定し、排出量の削減を担保する制度。

柔軟な義務履行を可能とする観点から、排出枠の取引などを義務履行の選択肢として認めている。

2010（平成 22）年 10 月に閣議決定された「地球温暖化対策基本法案」において、温室効果ガス排出量の中期削減目標の達成のために、国が実施する施策の一つとして掲げられており、国の中央環境審議会の小委員会で、本制度のあり方が検討されてきたが、2011（平成 23）年 3 月現在、事実上検討が凍結されている。

【地球温暖化対策税】

環境税（環境負荷の抑制を目的とし、かつ課税標準が環境に負荷を与える物質に置かれている税）の一つで、地球温暖化の主因となる二酸化炭素の排出を抑制するため、石油、石炭など化石燃料の販売や消費に対して、炭素含有分などに応じて課税するもの。

汚染者負担原則を環境政策の中心に据える欧州では、北欧諸国とオランダが 1990 年代初めに導入している。

【再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度】

電力会社に、風力やバイオマスなどすべての再生可能エネルギーの買取を義務付ける制度。

地球温暖化対策基本法案において、主要な対策として位置付けられている。現在は、太陽光発電の余剰電力のみ、買取が義務付けられている。なお、買取費用は、すべての需要家が公平に負担する観点から、電気の使用量に応じて負担することとなる。

2章 京都市の地球温暖化対策

1 これまでの経緯

(1) 地球温暖化対策の始まり

京都市においては、COP3 開催を控えた 1997（平成 9）年 7 月に「京都市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、2010（平成 22）年までに二酸化炭素排出量を 1990（平成 2）年比で 10%削減するという目標を掲げ、いち早く温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を開始しました。

その後、2003（平成 15）年 6 月に「京都市地球温暖化対策地域推進計画（改訂版）」を策定し、25 項目の重点施策を定めるなど具体的施策の強化・充実を図りました。

(2) 条例の制定と旧計画の策定

2004（平成 16）年 12 月には、更なる取組を進めるため、地球温暖化対策に特化した全国初の「京都市地球温暖化対策条例」を制定し、翌 2005（平成 17）年 4 月 1 日から施行しました。同条例施行と同時に京都市では、全庁横断的な推進組織として、市長を本部長とする「京都市地球温暖化対策推進本部」を設置し、全庁をあげて地球温暖化対策の一層の推進を図ってきました。

また、2006（平成 18）年 8 月には、市民・事業者・行政の取組や施策を更に充実・強化するために、旧計画である「京都市地球温暖化対策計画」を策定しました。

(3) 環境モデル都市への選定

2009（平成 21）年 1 月には、京都市は、温室効果ガスを大幅に削減する社会である低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「京都市環境モデル都市」に選定されました。

長期的には温室効果ガスを「削減する」ことに留まらず、「排出しない」という観点に立って、「カーボン・ゼロ都市に挑む」ことを基本姿勢とするとともに、2030（平成 42）年までに 1990（平成 2）年レベルから 40%削減、2050（平成 62）年までに 60%削減とする中長期目標を設定しました。

また、これら大幅な削減に向けた第一歩となるシンボルプロジェクトとして「『歩くまち・京都』戦略」、「『木の文化を大切にすまち・京都』戦略」、「"DO YOU KYOTO?" ライフスタイルの変革と技術革新」を掲げました。

これらのシンボルプロジェクトに対応した 3 つの市民会議を設置し、それぞれの市民会議において、活発な議論を踏まえ、「『歩くまち・京都』総合交通戦略（2010（平成 22）年 1 月）」、「『木の文化を大切にすまち・京都』市民会議検討報告書（2010（平成 22）年 3 月）」、「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議提言（2010（平成 22）年 3 月）」が取りまとめられました。京都市では、これらを踏まえて、京都の特性・魅力を活かした取組を進めています。

(4) 条例の改正と新たな計画の策定

2010（平成 22）年 10 月には、温室効果ガス排出量を 80%以上削減した低炭素社会の実現を目指すことを新たに決意し、「京都市地球温暖化対策条例」を全部改正しました。

改正条例では、「京都市域からの温室効果ガス排出量を、2020（平成 32）年度までに 1990（平成 2）年度比で 25%削減，2030（平成 42）年度までに 40%削減」という高い削減目標を掲げるとともに，具体的な取組や施策を更に充実・強化しています。

この削減目標を確実に達成するための具体的な行動計画が本計画です。

図 1 地球温暖化対策の経緯

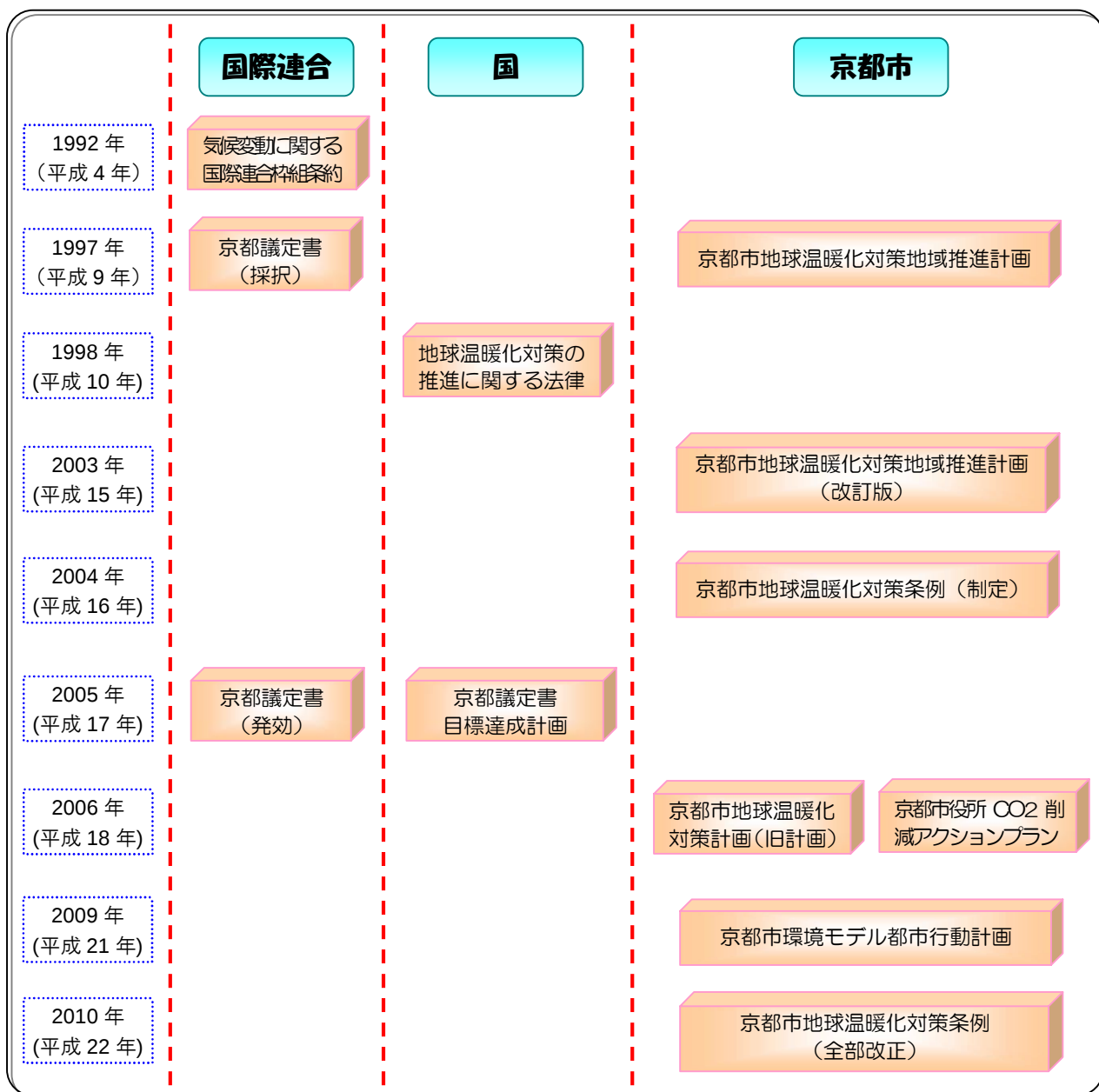


図2 京都市地球温暖化条例の体系（平成22年10月全部改正）

前文 温室効果ガス排出量を大幅に削減し、地球温暖化を防止することは人類共通の喫緊の課題。京都議定書誕生の地として、温室効果ガスの排出量を80%以上削減することにより持続可能な発展が可能となる低炭素社会を目指し、地球温暖化という問題に向き合い、主体的に行動することを新たに決意し、この条例を制定する。

本市の削減目標（第3条）

- 1 2030(平成42)年度までに、40%削減
- 2 1を達成する中間目標として、2020(平成32)年度までに、25%削減

*いずれも1990(平成2)年度比

各主体の責務（第4条～第7条）

京都市

- ①地球温暖化対策計画の策定・実施
- ②市民、事業者、NPO等の参加促進、意見の反映
- ③市事務事業における必要な措置
- ④市民、事業者、NPO等の活動促進

事業者

事業活動に関する地球温暖化対策、市の施策への協力

エネルギー供給事業者

本市への情報提供、他の者の地球温暖化の防止への積極的な役割

市民

日常生活に関する地球温暖化対策、市の施策への協力

観光旅行者・滞在者

市の施策、市民・事業者・NPO等の取組への協力

京都市

地球温暖化対策計画の策定（第9条）

重点施策（第10条）

- ①再生可能エネルギー利用、建築物等における省エネ促進
- ②環境マネジメントシステムの普及
- ③環境物品等の情報提供、優先購入促進
- ④自動車使用に伴う排出削減（交通需要管理、カーシェアリングの促進）
- ⑤森林整備、地産産木材・森林資源利用促進
- ⑥地産地消その他の環境調和の食生活の啓発
- ⑦市街地の緑化・農地の適切な保全の推進
- ⑧ごみの徹底した減量化
- ⑨ごみからのエネルギー回収の最大化
- ⑩削減量の取引の促進

⑪環境産業の育成・振興

- ⑫環境教育
- ⑬情報提供、人材育成、助成
- ⑭観光旅行者への啓発
- ⑮国、他の自治体との連携、国際協力
- ⑯経済的措置に関する調査・研究

率先実行

- ①環境マネジメントシステムの構築及び推進
- ②環境物品の調達
- ③公共事業実施等に伴う地球温暖化対策
- ④公共施設の再生可能エネルギー利用、地域産木材利用、緑化推進

施策の評価・見直し（第56条）

年次報告（第8条）
年次報告書の作成・公表

市民

事業者

再生可能エネルギーの優先的利用、照明・空調の適正化など省エネの取組、建築物の省エネ化（第11条）

環境マネジメントシステムの導入（第12条）

低炭素型電気製品、ガス器具等の優先的使用、適切な使用（第13条）

低炭素型製品・役務の提供、環境産業の振興（第14条）

自動車使用を控え、徒歩、公共交通機関、自転車を利用

エコ通勤の促進（第15条）

自動車等に係る温室効果ガスの排出の抑制、アイドリングストップ、エコカー購入・優先的利用努力、カーシェアリング積極利用努力（第16条）

緑化の推進（第17条）

地産地消の促進その他の環境調和の食生活（第18条）

廃棄物の徹底した減量化の推進（第19条）

従業員の環境教育（第20条）

環境によいことをする日を定め、環境に配慮した生活様式等を実践（第21条）

特定建築物※4の新増設等をする者（第36条～第49条）

- ★地域産木材の利用
- ★再生可能エネルギー利用設備の設置
- ★特定建築物排出量削減計画書の作成、提出、工事完了届
- ★京都環境配慮建築物基準(CASBEE京都)に基づく評価
- ★CASBEE京都に基づく評価結果の工事現場・販売広告への表示、表示の届出
- ★CASBEE京都に基づく評価結果の購入者への説明

※4 延べ床面積2000㎡以上の建築物

特定緑化建築物※2の新築等をする者（第50条～第55条）

- ★建築物及び敷地の緑化、緑化計画書の作成、提出、工事完了届

※2 敷地面積1000㎡以上

※赤字・下線は充実、追加項目、★は義務化項目

特定排出機器※1の販売者（第24条）

- ★特定排出機器のエネルギー効率等の表示
 - ★市民に特定排出機器のエネルギー消費効率の説明
- ※1 エアコン、テレビ、冷蔵庫、電気便座

自動車販売事業者（第25条）

- ★購入者への自動車環境情報説明
- ・エコカー販売努力
- ★エコカー販売実績報告

特定事業者 ※2（第22、23、27～33条）

- ★環境マネジメントシステムの導入
 - ★新車購入の一定割合のエコカー導入
 - ★事業者排出量削減計画書（報告書）の作成、提出（★エコ通勤の報告等）
 - ★計画書・報告書の総合評価（市が評価）
 - ★指導・助言（低評価者への追加削減対策等）
 - ・削減計画の推進、補完的措置 ※3
 - ・優良事業者の表彰
- ※2 エネルギー使用量が原油換算1500kl以上等、温室効果ガス排出量の多い事業者
- ※3 森林整備等による削減効果を自社の削減量に算入
- ・中小規模事業者等の削減計画書・報告書の提出（単独又は共同で実施）

条例の見直し（第57条）

雑則（第58条～第61条）

- ・報告・資料提出
- ・特定建築物等への立入調査
- ・届出違反等に対する勧告・公表

2 旧計画の総括

(1) 施策の評価体制

2007（平成 19）年 2 月，京都市環境審議会の常設部会として，市民や事業者，環境保全団体の代表，学識経験者などで構成される「地球温暖化対策評価検討委員会」を設置し，地球温暖化対策の取組の点検評価を行ってきました。その後，2009（平成 21）年 8 月に「地球温暖化対策推進委員会」とその名称を変更しています。

取組の進ちょくや点検結果は，条例の規定に基づき，「地球温暖化対策に係る年次報告書」としてとりまとめ，毎年公表しています。

(2) 施策の実施状況及び評価

旧計画に掲げる全施策 163 項目のうち 162 項目は着手済みであり，重点施策に位置付けているものについては，95 項目中 94 項目が実施されています。未着手の 1 項目は，運輸部門対策の「低公害車・低燃費車の普及および促進（低公害車の駐車料金割引制度の促進）」です。

表 1 旧計画における施策の実施状況及び評価

	着手済み	未着手	合計	実施率
計画に掲げる施策	162 項目	1 項目	163 項目	99%
うち，重点施策	94 項目	1 項目	95 項目	99%

(3) 事務事業の進ちょく状況

事務事業の進ちょくや効果を把握するために設定した 83 項目の成果指標のうち，実績数値が確定しているのは 80 項目であり，このうち，実績が改善しているものは 71 項目です。

また，83 項目のうち 17 項目については，各種計画において目標値と目標達成年度が設定されており，そのうち 11 項目については目標値を達成しています。

表 2 旧計画における事務事業の進ちょく状況

実績	改善	変化なし	悪化	未確定※	合計
項目数	71 項目	7 項目	2 項目	3 項目	83 項目

※ 未確定とは，現時点で平成 21 年度実績が確定していないもの，あるいは隔年調査などで平成 21 年度実績を算定しないものである。

(4) 事務事業の実施による削減効果

温室効果ガス排出量の削減効果を算定できたものは、6 項目であり、これらの削減効果の合計は約 49 万トンです。地球温暖化対策を効果的に推進するためには、削減量を数値化できる事業を拡大し、着実な進ちょく管理をしていく必要があります。

なお、旧計画で施策目標を掲げている施策のうち、運輸部門対策及び民生・家庭部門対策の「普及啓発」などについては、削減効果の数値化が図られていないため、施策の進ちょく状況を示す指標に加えて、削減効果の数値化に直接つながる新たな進ちょく指標を設定する必要があります。

表 3 事務事業の実施による削減効果

単位：トン-CO2

取組主体	施策・事業名		2009（平成21）年度 削減実績	2010（平成22）年度 目標量	
市民	住宅用太陽光発電システム普及促進事業		-1,802	-1,500	
事業者	特定事業者排出量削減計画書制度（※）		-347,127	-160,000	
	市	バイオディーゼル燃料化事業	-4,090	-4,000	
		市公共施設への太陽光発電設備導入	-379	－	
		ごみ発電	-64,713	-78,000	
		京都市役所CO2削減 アクションプラン（※）	事務系部門	-2,831	-1,256
			事業系部門	-70,012	-66,283
			市民サービス系部門	+981	+247
合 計		-489,973			

※ 基準年度は 2004（平成 16）年度

（５）重点施策の実施状況及び評価

ア 自然エネルギー・未利用エネルギーの利用促進

2009（平成 21）年度の自然エネルギーなどの利用による二酸化炭素削減量の合計は約 7.1 万トンです。自然エネルギー・未利用エネルギーの利用を更に促進するためには、金銭的負担が軽減される仕組みの創設が必要です。

イ 事業者における地球温暖化対策の推進

2009（平成 21）年度における特定事業者の温室効果ガス排出量は、基準年度排出量から 10.5%減少しました。中小事業者については、KES^{※14} 認証取得の促進のほか、2008（平成 20）年度から、省エネルギーの取組を進めようとする中小規模の事業者を対象に、診断、設備導入助成の一貫したサポート体制を構築し、中小事業者の温室効果ガス排出削減の取組を支援しています。

しかし、民生・業務部門については、排出量が増加し続けており、事業者のエネルギー使用効率の改善、環境マネジメントシステム^{※15}の導入の拡大、省エネルギー型建築物の普及に向けた施策の充実が必要です。

ウ 家庭における地球温暖化対策の推進

環境家計簿^{※16} 事業を核として取組を進めているほか、将来を担う子どもたちが、地球環境に対する理解を深め、夏休みや冬休み期間中に、家族と相談しながら、「子ども版環境家計簿」に取り組むことにより、子どもの視点からライフスタイルを見直し、地球温暖化防止につながるエコライフの実践継続を図る「こどもエコライフチャレンジ推進事業」を実施しており、2010（平成 22）年度には、全校で実施しています。

市民の取組を支援するこれらの対策を引き続き拡充していくほか、市民が温室効果ガス排出量の少ない製品を選択することを促進するため、事業者と連携して、情報提供に努めるとともに、「うちエコ診断^{※17}」の実施など、家庭の省エネ対策のアドバイスを行う「省エネ診断」事業を拡充する必要があります。

※14 中小事業者にも分かりやすく取り組みやすいものとして、「京のアジェンダ21フォーラム」が2001年に策定した環境マネジメントシステムの規格。

※15 事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標などを自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場、事業場や行政機関内の体制・手続きなどのこと。

※16 毎日の生活の中で環境に関係する出来事や行動を家計簿のように記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うもの。

※17 うちエコ診断員が専用のツールを用いて、各家庭の省エネ度を診断し、取組の費用や光熱費の削減と併せて、CO2排出削減のコンサルティングをコンパクトに行うもの。

エ 自動車交通対策の推進

『『歩くまち・京都』総合交通戦略』『京都市自動車公害防止計画』などに基づき、公共交通機関利用への転換や観光地における自動車利用の抑制、エコカーの普及支援、エコドライブやアイドリング・ストップの推進などに取り組んでいます。

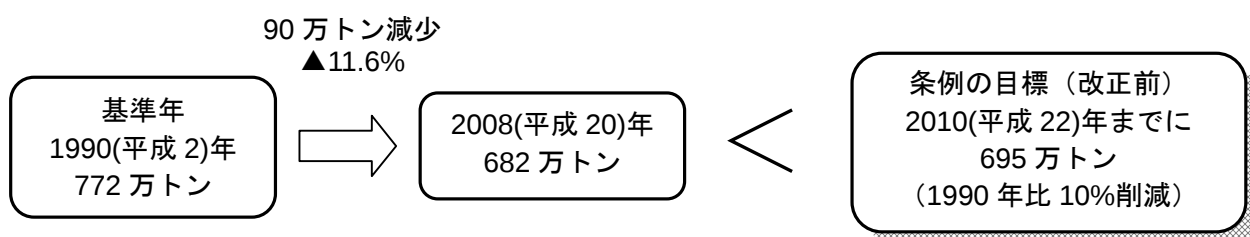
今後は、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向け、利用者の視点に立った公共交通のネットワーク化、環境に優しく利便性の高い未来の交通システム、更に大胆なマイカー抑制を市民ぐるみで進めるためのライフスタイルのあり方などを検討のうえ、市民、事業者、更には観光客も含めた取組としていく必要があります。

オ 森林吸収源の確保の促進

2010（平成 22）年における森林吸収量として 12 万トンを見込んでいますが、2009（平成 21）年度末の吸収量は約 9.9 万トンとなっています。目標達成に向け、地域産木材の活用や木質バイオマスエネルギー※¹⁸の活用などを通じた森林の適切な整備や保全を一層推進する必要があります。

3 京都市における温室効果ガス排出量の状況

（１）温室効果ガス排出量



2008（平成 20）年における温室効果ガスの排出量は、682 万トンであり、基準年（1990（平成 2）年）の排出量 772 万トンから 90 万トン、11.6%減少し、改正前の条例で掲げていた 10%削減の目標を達成しています。

2008（平成 20）年度の排出量が大きく減少したのは、全体の約 95%を占めている二酸化炭素の排出量が 44 万トン減少したためであり、原油価格の高騰や金融危機に伴う景気低迷の影響に加えて、暖冬により、産業、運輸などの各部門からのエネルギー消費量が減少したことが要因として挙げられます。

※18 木質バイオマス（木材からなる、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）から得ることができるエネルギーのこと。

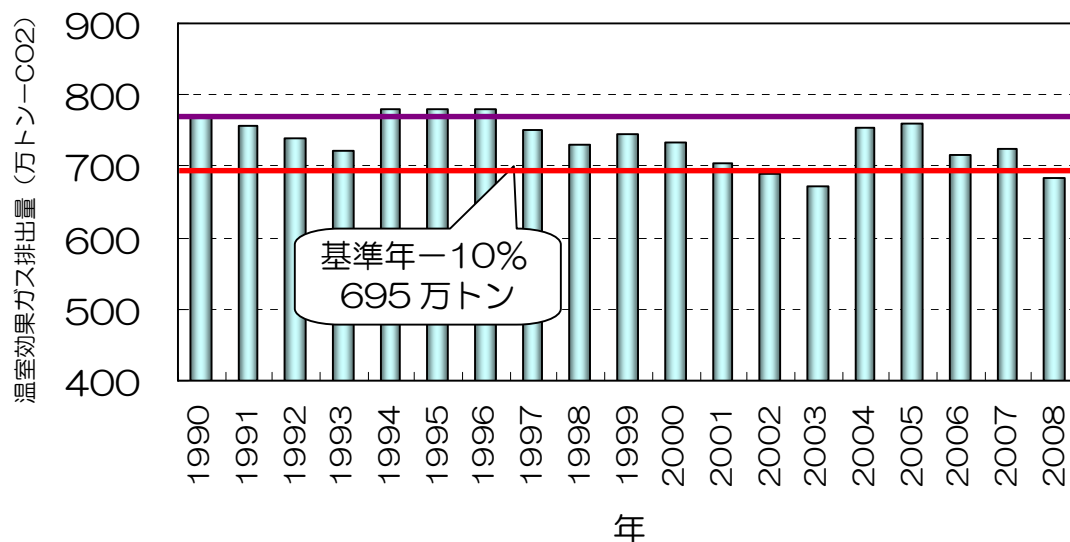


図3 温室効果ガス総排出量の推移

(2) 二酸化炭素排出量

2008（平成20）年の二酸化炭素排出量は661万トンで、温室効果ガス排出量の約95%を占めています。主な排出部門の状況をまとめた表を以下に示します。

産業部門は基準年である1990（平成2）年の195万トンをピークに、運輸部門は1996（平成8）年の217万トンをピークに減少し、基準年の排出量を下回っています。

一方で、民生・家庭部門及び民生・業務部門は基準年から大幅に増加しており、対策の強化が急務となっています。

表4 部門別二酸化炭素排出量

部 門	排出量	増 減	主な増減理由
産業部門 （工場等）	108万トン	基準年比 44.5%減少	燃料転換、製造品出荷額の減少
		前年比 8.2%減少	電気の排出係数の改善
運輸部門 （自動車・鉄道）	165万トン	基準年比 16.1%減少	平均燃費の向上
		前年比 6.1%減少	原油価格の高騰による使用量の減少
民生・家庭部門	189万トン	基準年比 21.8%増加	世帯数の増加
		前年比 5.5%減少	電気の排出係数の改善 冬季平均気温の前年からの上昇
民生・業務部門 （商業・サービス・事務所等）	176万トン	基準年比 16.2%増加	課税床面積等の増加
		前年比 6.1%減少	電気の排出係数の改善 冬季平均気温の前年からの上昇

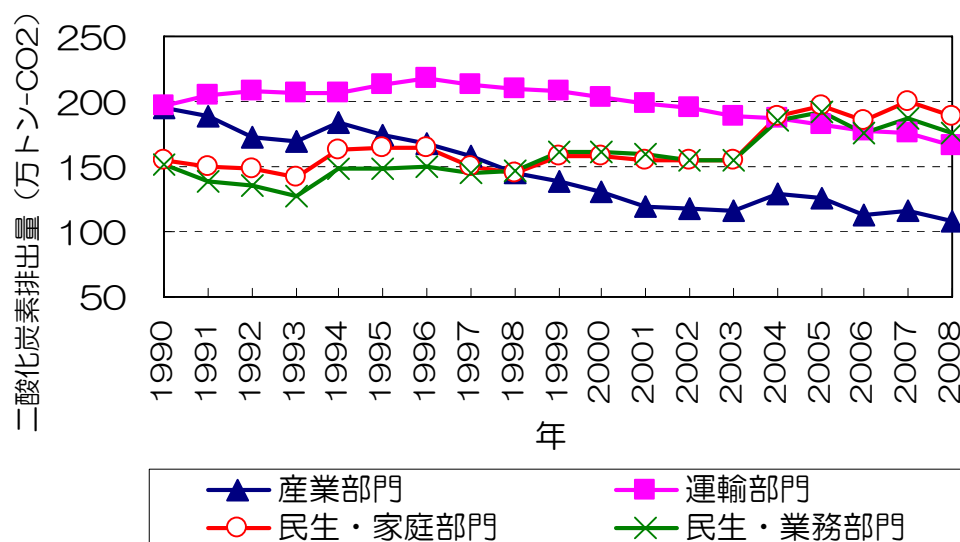


図4 部門別二酸化炭素排出量の推移

4

京都市の地域特性

(1) 地象・気候・土地利用

京都市の面積は 827.90km² で、市街地が東山，北山，西山と呼ばれる標高 1,000m以下の山々に囲まれている内陸都市です。市域の約 4 分の 3 が森林で占められ，山紫水明と称される豊かな自然が特徴です。

気候については，夏に雨が多く，冬には少ないという瀬戸内海式気候であり，三方を山に囲まれているという地形的特徴から，寒暖の差が大きい内陸性気候でもあること，また，盆地地形のため，風が弱いことが特徴です。また，京都の冬季における強い寒さの例えとして，古くから「京の底冷え」といわれてきましたが，年々暖かくなってきています。

表5 冬季（12～2月）における京都の平均気温の経年変化

年度	1900	1925	1950	1970	1990	2000	2009
平均気温【℃】	3.4	3.9	4.4	5.2	5.7	5.5	6.2

（出典：京都地方気象台観測結果【気象庁】）

土地利用の面では，都市計画マスタープランに基づき，京都の豊かな自然を守り育てるとともに，長い歴史に培われた文化やコミュニティ，歴史的な町並みなど京都の個性を大切にした都市計画が行われています。また，歴史都市・京都に相応しい景観の保全と創造を目指し，2007（平成 19）年 9 月から「新景観政策」を実施しています。

高度経済成長期に急激な人口増加に対応するため無秩序に開発された地域もありますが，三方を山々に囲まれるという地理的条件から市街地の拡大が限定されているため，比較的にコンパクトな市街地規模を維持しています。

(2) 人口・世帯数

京都市の推計人口は 1,463,444 人、世帯数は 680,139 世帯（2010（平成 22）年 9 月 1 日現在）で、前年に比べて人口は 2,473 人（0.2%）減少、世帯数は 4,671 世帯（0.7%）増加しています。

人口ピラミッドをみると、19 歳から 22 歳は、大学生などの転入により多くなっています。また、36 歳から 38 歳は、第 2 次ベビーブームによる出生増で多くっており、61 歳から 63 歳は第 1 次ベビーブームによる出生増で多くなっています。

未婚化、晩婚化、晩産化が進み、出生数が減少傾向にあることに加え、長寿化に伴い高齢者数が更に増加していくことから、人口減少と少子高齢化が進むことが見込まれます。

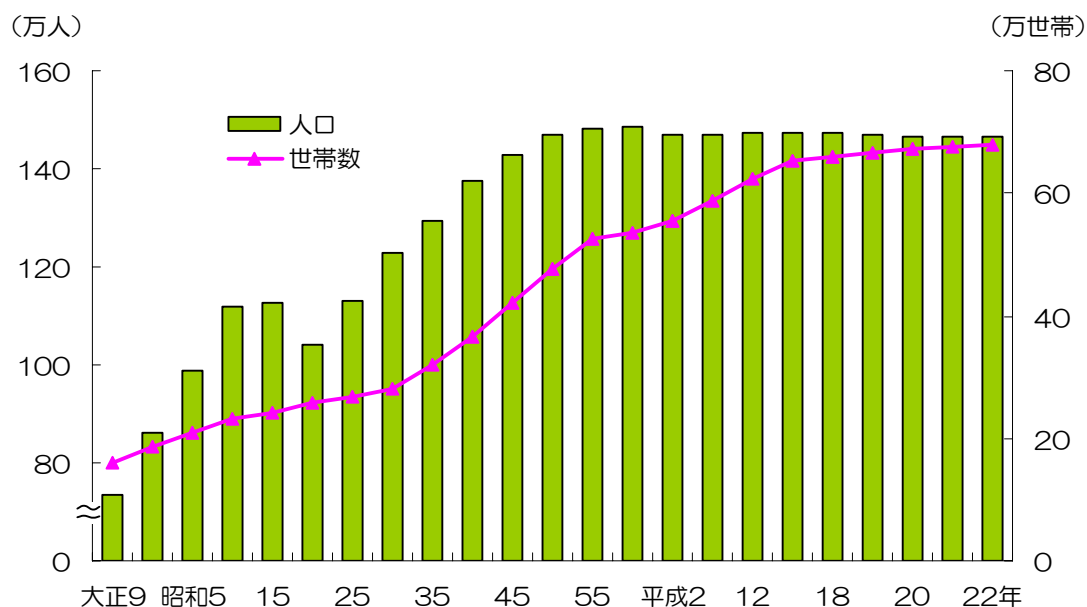


図5 現在の市域による世帯数及び人口の推移

世帯構成人員別世帯数をみると、2010（平成 22）年 10 月時点で最も多いのは単身（1 人）世帯の 276,571 世帯（世帯総数に占める割合は 43%）で、次いで 2 人世帯の 164,654 世帯（同 25%）、3 人世帯の 99,807 世帯（同 15%）の順となっています。

一方、1990（平成 2）年 10 月時点では、単身世帯の 179,519 世帯（同 32%）が最も多く、次いで 2 人世帯の 108,256 世帯（同 20%）、4 人世帯の 107,226 世帯（同 20%）の順となっており、この 20 年の間に、高齢者の単身世帯と 2 人世帯が増加し、4 人以上の子育て世帯が大きく減少しています。

今後は、人口減少や少子高齢化の進展などによる市税収入の減少や社会福祉関係経費の増大、老朽化しつつある都市基盤の維持管理費・更新費の増大が見込まれるなど、財政運営が困難になると予想されています。

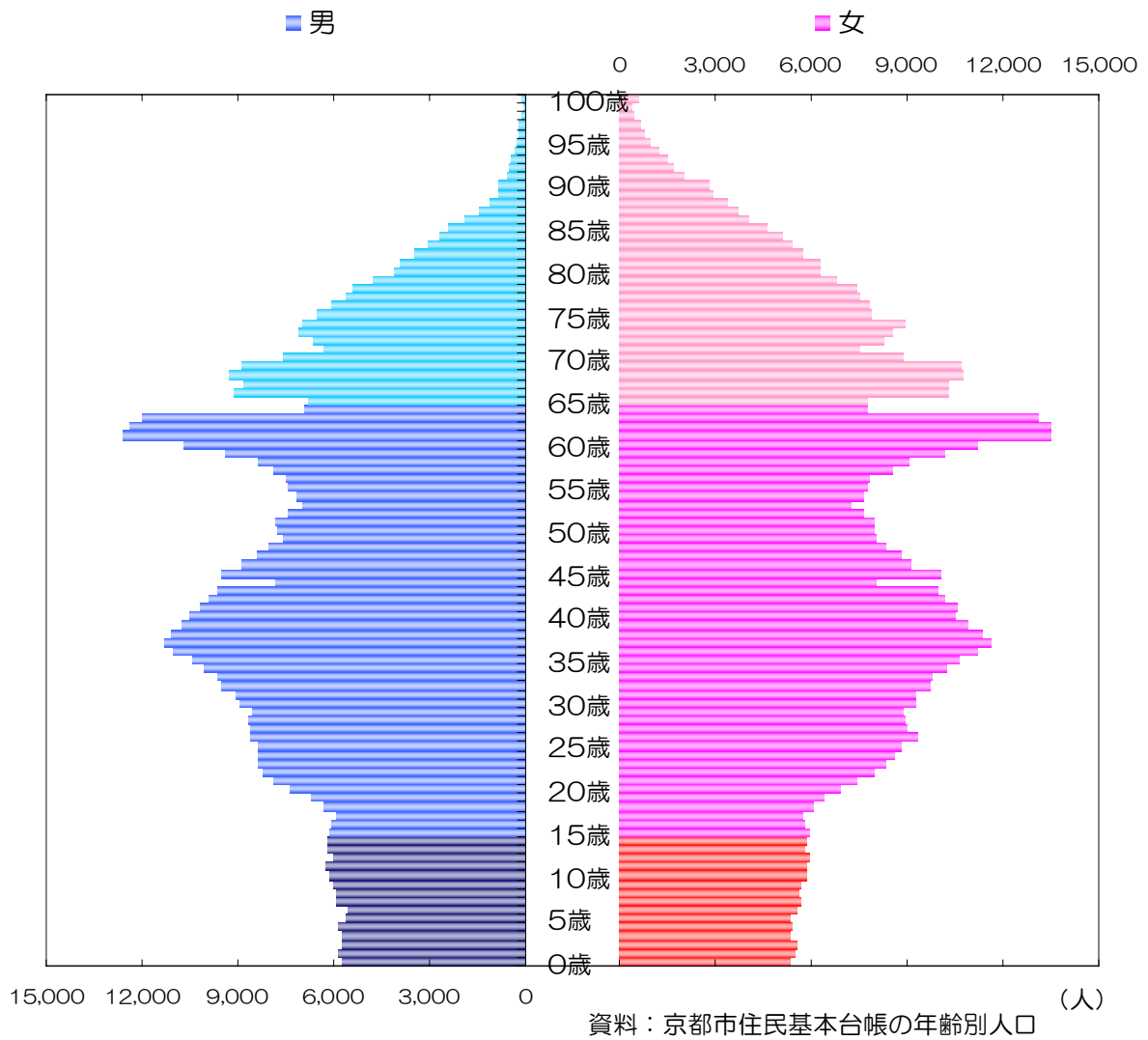
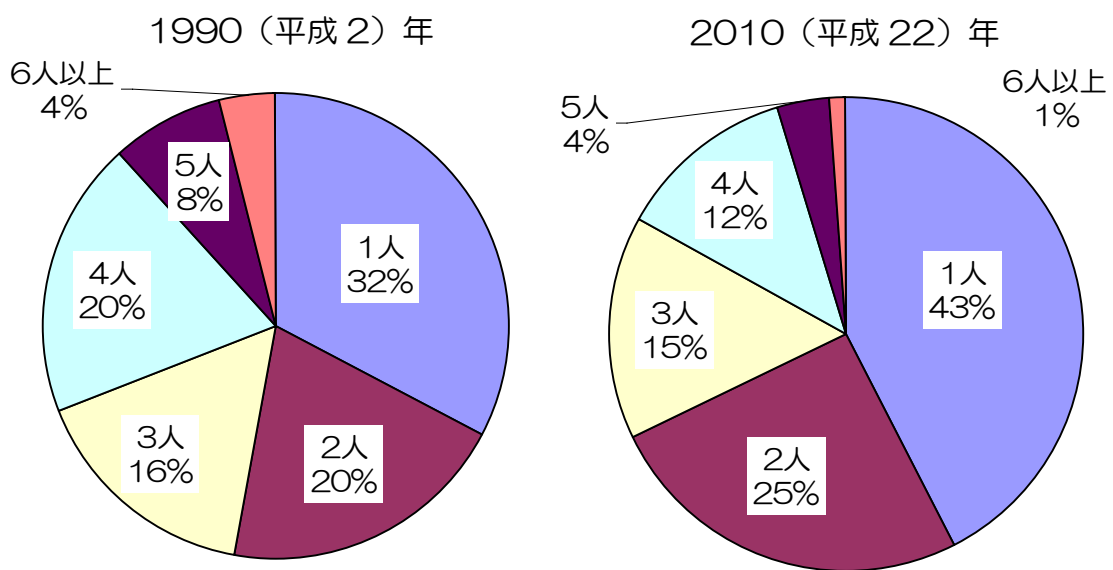


図6 京都市の人口ピラミッド（2010（平成22）年10月1日現在）



（出典：京都市統計書）

図7 世帯構成人員別世帯数の割合

(3) 都市構造・交通

京都市の市街地は、今もなお、平安京以来の基盤目状の都市構造を特徴としています。また、14件の世界遺産をはじめ、国宝や重要文化財に指定された建造物、京町家などの歴史的資源が市内各地に存在しています。

京都市の市街化区域内では、都市間や市内間を結ぶ公共交通網として、JR、京阪、阪急、近鉄、市営地下鉄などの鉄軌道網とともに、市バスをはじめとする路線バス網が張り巡らされていますが、本数が少ない、あるいは移動時間が長いなどの交通不便地も存在します。

市街地西部や南部には、世界的な企業の本社機能が集積しており、新たな都市機能を誘導する地区としては、らくなん進都やKRP（京都リサーチパーク）、桂イノベーションパークがあります。

また、京都市は、国公私立を合わせて37もの大学・短期大学を中核とする学術研究機能を有する都市であるとともに、「国際文化観光都市」として、姉妹都市や、「世界歴史都市連盟」に属する海外都市と多様な国際交流が進められています。

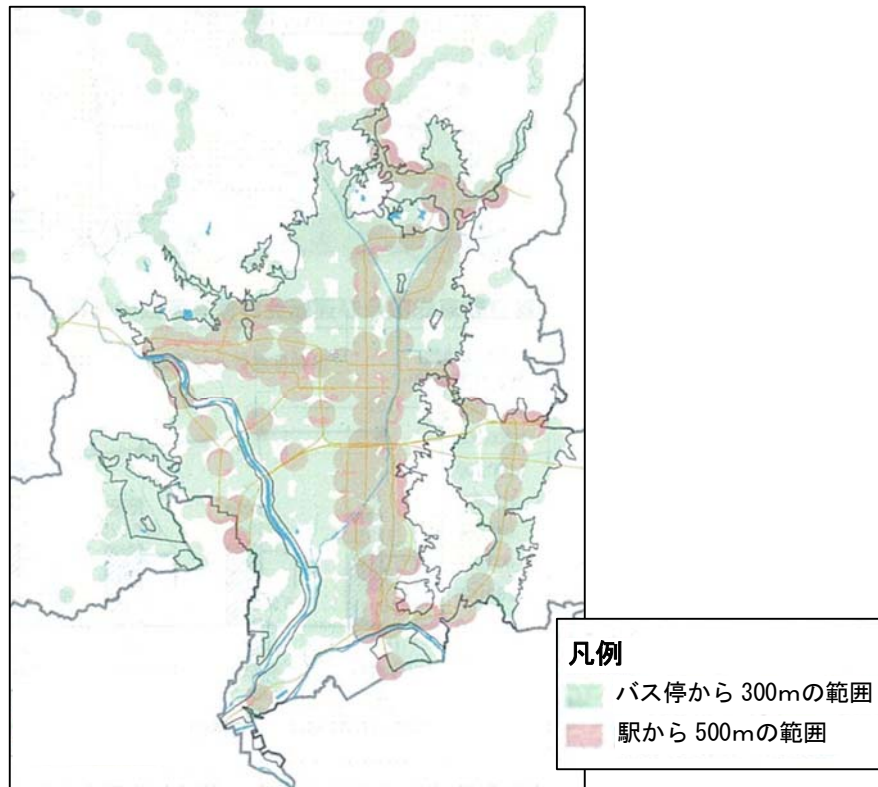


図8 京都市内（市街化区域）の公共交通網

(4) 産業構造・経済状況

京都市の2006（平成18）年における事業所数は78,333事業所、従業者数は734,400人となっています。

産業大分類別に事業所数をみると、「卸売・小売業」が22,425事業所で産業全体の28.6%を占めて最も多く、次いで理容・美容業や法律、会計、建築といった専門サービス業などの「サービス業（他に分類されないもの）」が13,403事業所（構成比17.1%）、「飲食店、宿泊業」が12,769事業所（同16.3%）の順となっています。

一方、京都市の市内総生産（2007（平成19）年度）を産業構成比で見ると、サービス業が23.2%で最も多く、次いで、製造業の17.9%、卸売・小売業の15.8%、不動産業の15.6%と続いており、1997（平成9）年度以降、サービス業が首位となっています。

また、多くの歴史的資源を有する世界有数の観光都市であり、年間の入洛観光客数が5,000万人を超えるなど、観光業も盛んです。

国全体と比較すると、主に不動産業と卸売・小売業の占める割合が高く、製造業と建設業の占める割合が低くなっています。

表6 産業（大分類）別、事業所数及び従業者数

産業大分類	事業所数	構成比 (%)	従業者数	構成比 (%)
全産業	78,333	100	734,400	100
第1次産業	50	0.1	531	0.1
農業	36	0.1	413	0.1
林業	13	0	116	0
漁業	1	0	2	0
第2次産業	13,772	17.6	138,934	18.9
鉱業	6	0	49	0
建設業	4,383	5.6	30,556	4.2
製造業	9,383	12	108,329	14.8
第3次産業	64,511	82.4	594,935	81
電気・ガス・熱供給・水道業	50	0.1	3,420	0.5
情報通信業	683	0.9	14,477	2
運輸業	1,355	1.7	31,092	4.2
卸売・小売業	22,425	28.6	173,095	23.6
金融・保険業	930	1.2	17,452	2.4
不動産業	5,343	6.8	16,599	2.3
飲食店、宿泊業	12,769	16.3	82,314	11.2
医療、福祉	4,364	5.6	72,698	9.9
教育、学習支援業	2,519	3.2	49,709	6.8
複合サービス事業	435	0.6	5,467	0.7
サービス業（他に分類されないもの）	13,403	17.1	107,976	14.7
公務（他に分類されないもの）	235	0.3	20,636	2.8

（出典：2006（平成18）年事業所・企業統計調査）

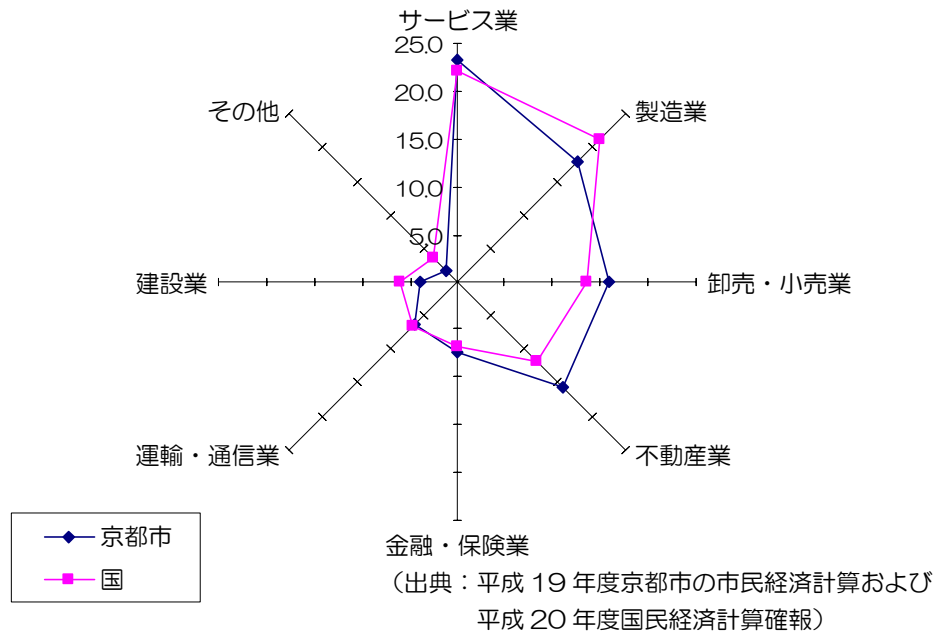
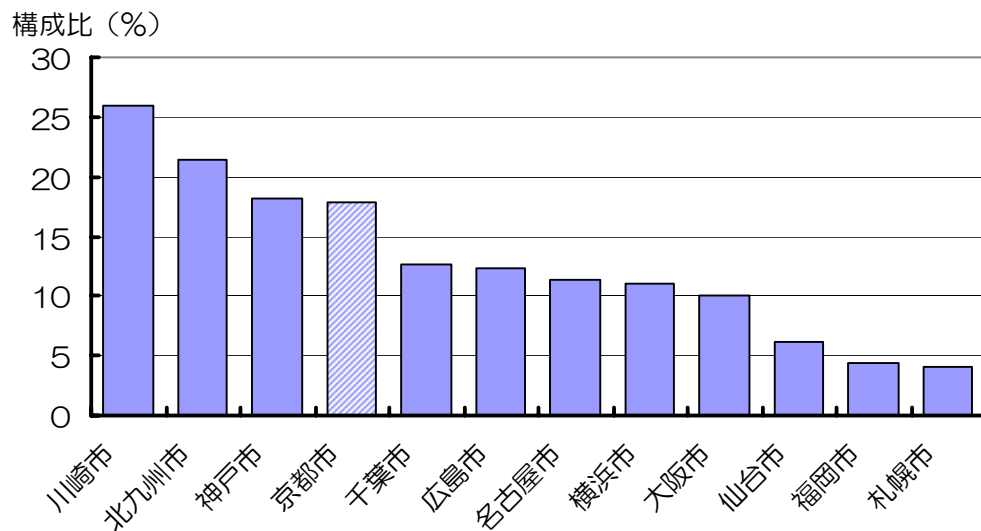


図 9 市（国）内総生産の構成比

2007（平成 19）年度市内総生産における製造業の構成比について他の主な政令指定都市と比較すると、京都市は、川崎市，北九州市，神戸市に次ぐ 4 位（17.9%）となっています。



(出典：京都市の経済 2010年版)

図 10 主な政令指定都市別市内総生産に占める製造業の割合

京都市は、伝統産業から最先端産業まで多様な産業が集積するものづくり都市ですが、近年、製造業の事業所数は、1995（平成 7）年の 10,872 事業所から 2005（平成 17）年の 7,020 事業所へと 35.4%減少し、従業者数も同期間で 114,337 人から 80,585 人と 29.5%減少しています。（出典：工業統計）

また、京都市内には 2010（平成 22）年 10 月時点で 163 の商店街がありますが、近年、大型ショッピングモールの立地や、ロードサイド型店舗の増加、コンビニエンスストアの増加などにより、小売事業所数が減少しています。

(出典：商業統計)

(5) 京都市の暮らしの変化

1965（昭和40）年度と2007（平成19）年度の暮らしの変化をみると、電化製品の普及が進み、世帯当たりの年間電力需要が約900kWhから約5,500kWhと約6.1倍に増加しています。

また、1人あたりの1日のごみの量も538gから1,161gと約2.2倍に増加しています。

このように、市民の暮らしの利便性が大きく向上してきたことに伴い、エネルギー多消費・大量廃棄型のライフスタイルに変化してきたことが分かります。

表7 京都市の暮らしの変化

項目／年度		1965(昭和40)年度	2007(平成19)年度
京都市のまち	人口 世帯数	1,365,007人 363,905世帯	1,468,588人 665,348世帯
	平均気温	15.5℃	16.3℃
	土地利用	宅地：16%，田：14%，畑：5%，山林64%，その他：2%	宅地：24%，田：6%，畑：2%，山林64%，その他：2%
	世帯構成率	約4割が3～4人世帯	3～4人世帯は3割以下に減少し、単身世帯が4割以上に増加
	世帯人数	3.8人／世帯	2.2人／世帯
	高齢化率	約6%	約23%
	電力需要	約900kWh／世帯	約5,500kWh／世帯
	ガス需要	642m ³ ／世帯	341m ³ ／世帯
京都市の暮らし	冷暖房	・エアコンはほとんど普及しておらず、扇風機が主流である。 ・こたつ、石油ストーブが主流である。	・エアコンの保有数約3台／世帯 ・電気カーペット、床暖房の普及
	給湯	・家庭風呂は少なく、銭湯を利用している。 ・シャワー未普及である。 ・都市ガス普及率約70%	・3ヶ所給湯（台所、風呂、洗面）
	家電・その他	・白黒テレビ、冷蔵庫、洗濯機が普及 ・電気冷蔵庫100リットル／世帯	・カラーテレビの保有数2～3台／世帯 ・プラズマ、液晶テレビが普及 ・パソコンの保有台数約1台／世帯 ・電気冷蔵庫400リットル／世帯
その他		ごみ量：538g／人・日	ごみ量：1,161g／人・日

（出典：京都市統計書など）

コラム1 「省エネ」と「低炭素化」

地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素の排出量は、

$$\boxed{\text{二酸化炭素排出量}} = \underbrace{\boxed{\text{活動量}} \times \boxed{\text{エネルギー消費効率}}}_{\boxed{\text{エネルギー消費量}}} \times \boxed{\text{炭素集約度}}$$

という式によって求められることから、その排出量を削減するためには、活動量を抑制し、エネルギー消費効率を改善させることに加えて、単位エネルギー消費量あたりの二酸化炭素排出量を表す「炭素集約度」を低下させる必要があります。このうち、「活動量の抑制」と「エネルギー消費効率の改善」がいわゆる「省エネ」であり、この2つに「炭素集約度の低下」を加えたものを「低炭素化」といいます。

「省エネ」だけでなく、「低炭素化」というより大きな観点から、地球温暖化対策に取り組むことが大切です。

【活動量の抑制】

- ・マイカーではなく公共交通を利用する、無駄な照明を消す など

【エネルギー消費効率の改善】

- ・エアコン、冷蔵庫などの家電製品を省エネタイプに買い換える など

【炭素集約度の低下】

- ・太陽光発電パネルを設置する、石油ストーブからガスストーブやエアコンに切り替える など

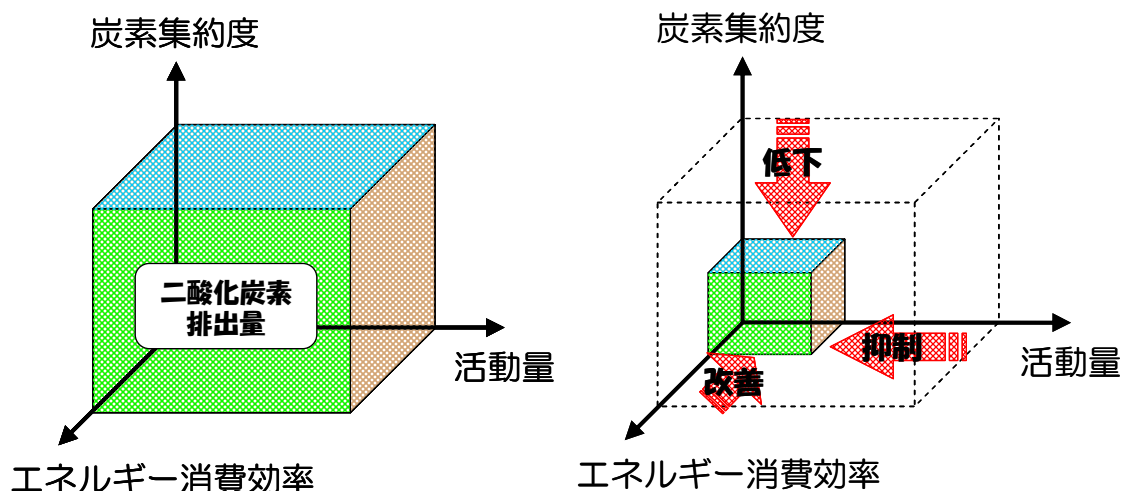


図11 「低炭素化」のイメージ

3章 計画の基本的事項

1 位置付け

本計画は、「はばたけ未来へ！ ^{みやこ}京プラン（京都市基本計画）」の分野別計画であるとともに、「京都市地球温暖化対策条例」の第9条に規定されている「地球温暖化対策計画」に該当します。

条例で定めた削減目標を確実に達成するための行動計画であり、具体的な施策やそれに伴う削減効果を定量的に示し、対策の点検・評価・見直しといった進行管理の方法などを定めるものです。

2006（平成18）年8月に策定した「京都市地球温暖化対策計画」を引き継ぐとともに、2009（平成21）年3月に策定した「京都市環境モデル都市行動計画」を統合し、さらに2000（平成12）年3月に策定した「京都市地域新エネルギービジョン」において掲げる再生可能エネルギーの導入目標を現状に即したものに改めた地球温暖化対策の総合計画とします。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に規定する「地方公共団体実行計画」の区域施策編に相当します。

2 他の関連計画との関係

温室効果ガスはあらゆる人間活動に伴って排出されるものであること、京都市が環境を基軸とした政策を推進していることから、本計画は他分野の行政計画と密接に関連しています。

【上位計画】

- はばたけ未来へ！ ^{みやこ}京プラン（京都市基本計画，2010（平成22）年度策定）
- 京都市各区基本計画（2010（平成22）年度策定）
- ^{みやこ}京の環境共生推進計画（2006（平成18）年度策定）

【環境保全分野】

- 京都市自動車公害防止計画（2011（平成23）年度改定予定）
- 京都市循環型社会推進基本計画（2009（平成21）年度改定）
- 京都市バイオマス活用推進計画（2010（平成22）年度策定）
- 第3次京都市産業廃棄物処理指導計画（2010（平成22）年度策定）

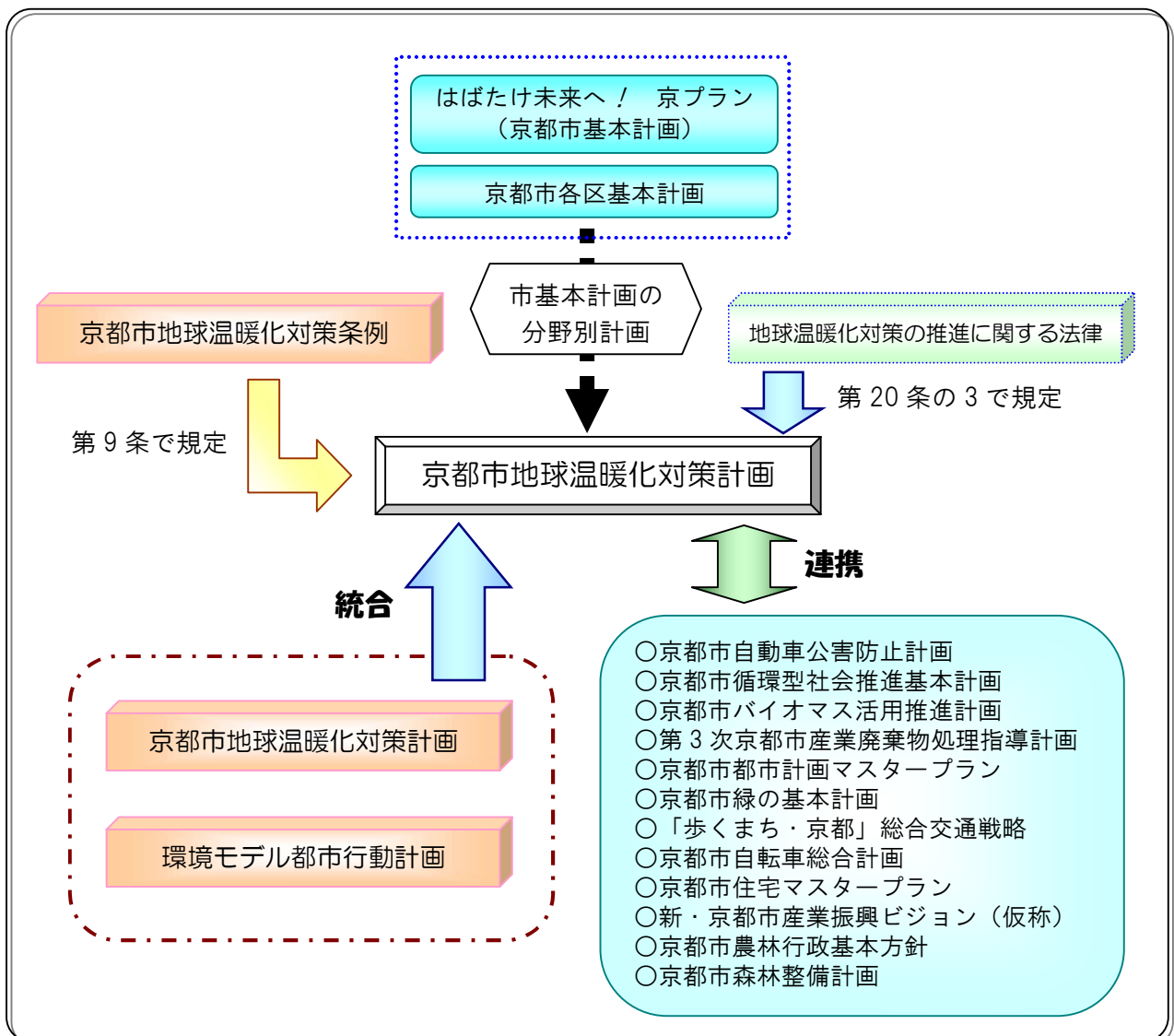
【まちづくり分野】

- 京都市都市計画マスタープラン（2011（平成 23）年度改定予定）
- 京都市緑の基本計画（2009（平成 21）年度策定）
- 「歩くまち・京都」総合交通戦略（2009（平成 21）年度策定）
- 京都市自転車総合計画（2009（平成 21）年度改定）
- 京都市住宅マスタープラン（2009（平成 21）年度策定）

【産業分野】

- 新・京都市産業振興ビジョン（仮称）（2010（平成 22）年度策定）
- 京都市農林行政基本方針（2010（平成 22）年度策定）
- 京都市森林整備計画（2008（平成 20）年度改定）

計画の推進にあたっては、あらゆる関連計画と整合を図るとともに、連携して取組を進める必要があります。



3 計画期間・対象ガス・削減目標

(1) 計画期間

2011（平成 23）年度から 2020（平成 32）年度までの 10 年間とします。

※ 2020（平成 32）年度は、条例の目標年度である 2030（平成 42）年度の中間年度にあたります。

※ 社会経済情勢の変化などを踏まえて、5 年を目途に見直しを検討します。

(2) 削減の対象となる温室効果ガス

本計画における削減の対象となる温室効果ガスは、以下の 6 種類とします。

- | | |
|----------------|--------------------|
| ① 二酸化炭素 | 【CO ₂ 】 |
| ② メタン | 【CH ₄ 】 |
| ③ 一酸化二窒素 | 【N ₂ O】 |
| ④ ハイドロフルオロカーボン | 【HFC】 |
| ⑤ パーフルオロカーボン | 【PFC】 |
| ⑥ 六ふっ化硫黄 | 【SF ₆ 】 |

(3) 削減目標

京都市域からの温室効果ガス排出量を、

「2020（平成 32）年度までに、1990（平成 2）年度比で 25%削減する。」

※ 条例の削減目標は、以下のとおりです。

（当面の目標）2020（平成 32）年度までに、1990（平成 2）年度比で 25%削減

（目標）2030（平成 42）年度までに、1990（平成 2）年度比で 40%削減

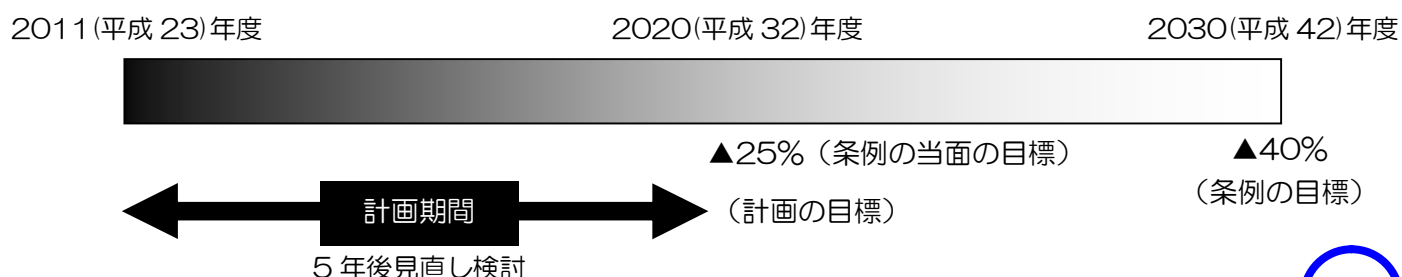


図 13 計画の計画期間と削減目標

4章 計画の特徴

1

6つの社会像の提示

本計画においては、京都市域からの温室効果ガス排出量を、2020（平成 32）年度までに、1990（平成 2）年度比で 25%削減することを数値目標としていますが、京都市地球温暖化対策条例の前文に理念として掲げられているように、温室効果ガスの排出削減を通じて、持続可能な発展が可能となる低炭素社会を実現することが、本計画の目的です。

低炭素社会の実現に向けては、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済システムを転換していくことが不可欠であり、そのためには市民や事業者が広く共感でき、共有することができる社会像を提示し、それに向けた政策を進めていくことが重要です。

このため、本計画では、京都の特性を考慮した 6 つの観点から、条例の削減目標年次である 2030（平成 42）年度の低炭素社会像を提示します。そして、その社会像を実現するために、計画期間である前半 10 年間の 2020（平成 32）年度までに着実に実施する取組を掲げています。

さらに、本計画は、地球温暖化対策をめぐる国内外の情勢や関連政策の動向に時宜に応じて対応していくために、必要な施策の充実・強化を常に検討し、5 年を目途に見直す、「進化する計画」とします。

- ① 人と公共交通優先の歩いて楽しいまち
- ② 森を再生し「木の文化」を大切にするまち
- ③ エネルギー創出・地域循環のまち
- ④ 環境にやさしいライフスタイル
- ⑤ 環境にやさしい経済活動
- ⑥ ごみの減量

6 つの社会像の詳細については、
2～7 ページを参照ください。

2

各主体の役割

上記の社会像の実現に向けて、市民、事業者、京都市、環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者は、各々が地球温暖化対策を推進する役割を担うとともに、協働して具体的な取組を進めます。

（1）市民

地球温暖化問題について関心を高め、理解を深めるとともに、日常生活における省資源・省エネルギー行動の実践や省資源・省エネルギー・低炭素型製品の購入及びサービスの利用に取り組みます。

また、地域社会や環境保全活動団体などの地球温暖化防止活動へ積極的に参加するとともに、事業者や行政の実施する地球温暖化対策との協働、連携を図ります。

（２）事業者

製造，流通，使用・消費，リサイクル，廃棄などの事業活動に関わる全ての過程を通じて，省資源・省エネルギー・低炭素型製品の導入及びサービス利用などによる温室効果ガス排出量の削減や，従業員の環境教育とともに，市民や行政の実施する地球温暖化対策との協働，連携を図ります。

電気及びガスの供給事業者は，京都市内のエネルギー供給量や省エネルギーに関する積極的な情報提供はもとより，低炭素なエネルギーの安定供給に取り組めます。

さらに，特定事業者は，３年ごとの温室効果ガス排出量の削減計画の作成や，対策の実施状況と削減実績の報告を行います。

（３）京都市

区役所・支所などの地域に密着した施設を拠点として活用しつつ，市民・事業者が実施する地球温暖化対策への支援を行うとともに，規制やインセンティブを付与する制度の構築などの必要な措置を講じます。

また，京都市は，市内有数の大事業所であることから，一事業者・一消費者として，省資源・省エネルギー・低炭素型製品の優先購入，省資源・省エネルギー・低炭素型サービスの率先利用，省資源活動・省エネルギーなどの率先実行にも取り組めます。さらに，公共事業などの事務事業においても温室効果ガス排出削減に向けた取組を進めます。このため，地球温暖化対策を推進する全庁的な推進体制を構築します。

なお，これらの取組を効果的に進めるために，国，近隣府県市町村及び他の環境モデル都市との連携や市民・事業者などとのパートナーシップによる取組を行うとともに，計画の進ちょく状況を点検・評価することとし，その結果を公表します。

（４）環境保全活動団体

市民・事業者・行政の各主体間の連携を取り持つとともに，多様化する社会的ニーズに対し，行政では応えきれない，もしくは対応が不十分となってしまう領域において機動的に活動するなど，具体的な環境保全活動に取り組めます。

（５）観光旅行者その他の滞在者

市民，事業者，行政及び環境保全活動団体が実施する地球温暖化対策に協力します。

3 削減効果指標による施策の進行管理

(1) 2030（平成 42）年度の二酸化炭素排出量の将来推計

条例で掲げる 2030（平成 42）年度の削減目標の技術的な実現可能性を検証するため、地球温暖化対策を講じない場合の排出量の将来推計を行うとともに、将来のあるべき社会経済状況を想定し、排出削減のシミュレーションを行う「バックカスティング方式」（35 ページ参照）で、二酸化炭素排出量の削減見込量の検討を行いました。

その結果、2030（平成 42）年度における 40%削減は、経済成長によってエネルギー需要は増加するものの、現在の技術水準を前提とした各種の削減対策を大きく進展させることにより実現可能であることが結論付けられました。

2030（平成 42）年度の削減見込量の内訳を見ると、部門別では、業務部門の削減ポテンシャルが最も大きく、運輸部門、家庭部門がこれに続いています。削減対策の種別としては、高効率機器導入や次世代自動車への転換などのエネルギー効率改善で最も大きな効果が期待でき、さらに再生可能エネルギーの利用などについても削減余地が大きいと判断されました。

シミュレーション結果が示すとおり、エネルギー効率改善や再生可能エネルギー利用の飛躍的な進展が不可欠であり、これを実現するための具体的施策は、現在の延長線上の取組を継続するだけでなく、市民、事業者の協力のもと、社会経済システムの転換を促すような大胆なものでなければならないことが判明しました。

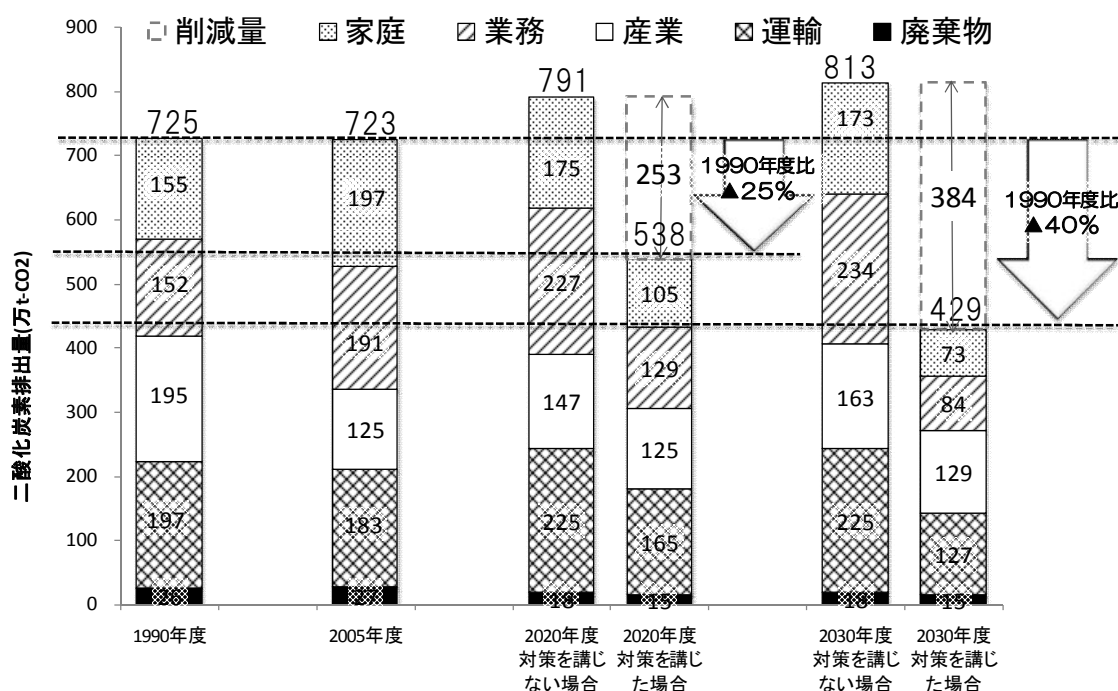
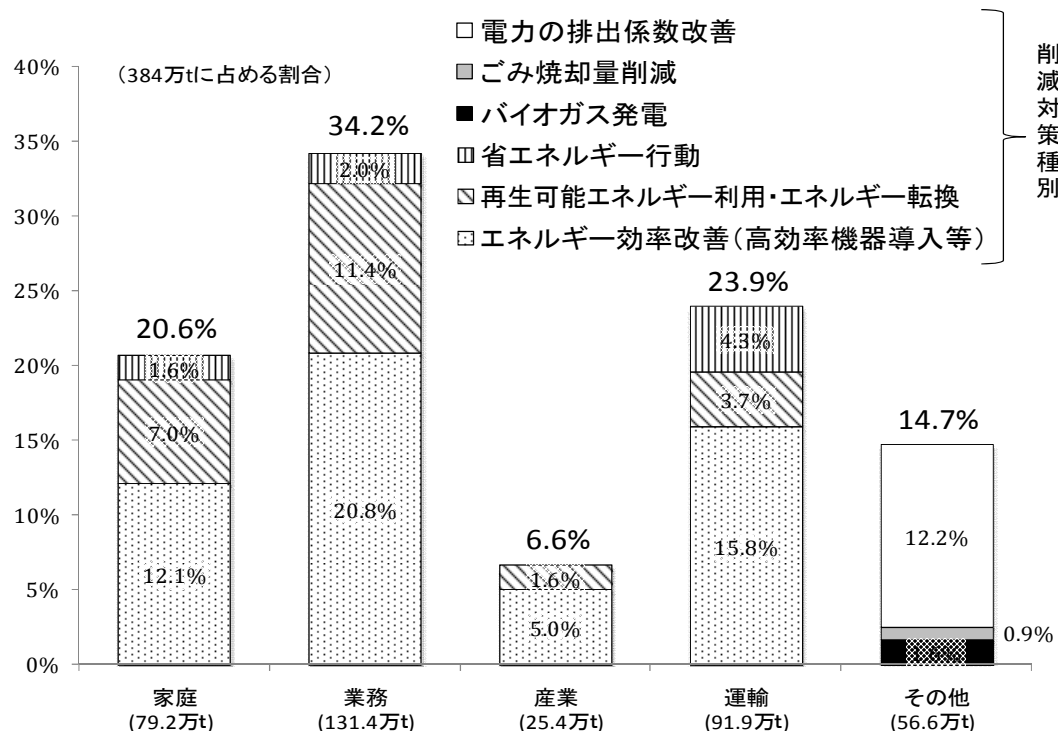


図 14 二酸化炭素排出量の将来推計と

バックカスティング方式による削減見込量の検討



※ 電力の排出係数は、地域係数(関西電力株式会社)を用いた。また、2020年度及び2030年度の係数については、2008~2012年度における自主目標(1990年度比2割減)を用いた。
 ※ 排出係数改善による部門別の削減割合(量)は次のとおり。
 【家庭】4.8%(18.3万t) 【業務】4.3%(16.6万t) 【産業】1.9%(7.3万t) 【運輸】1.2%(4.8万t)
 ※ 推計には、京都大学大学院工学研究科松岡譲教授研究室に協力いただいた。

図 15 部門別・対策種別の削減ポテンシャル(2030(平成42)年度)

コラム2 バックカスティングとは

低炭素社会を実現するといった、大きな社会変革を必要とする目標を達成しようとする場合、現状を基点に実施可能な対策を延長していく手法では、目標が達成できない可能性が高くなります。

そこで、現状や過去の傾向にとらわれず、まず目標を達成した場合を描写し、これを必ず到達しなくてはならない目標地点とするとともに、そこから現在の位置まで遡り、どのような道筋を通らなくてはならないのかを明らかにします。

そうすることによって、当該地域の低炭素社会としての姿を示すことが可能となり、また最終的に目標に到達するためには今、何をすべきかを検討することができます。これが「バックカスティング」の考え方です。

なお、本計画では、現在を基点に施策ごとの削減効果を積算したものを、現在の排出量から差し引くことによって、将来の排出量を推計する「フォアカスティング」方式による将来推計も行っています。(38ページ参照)

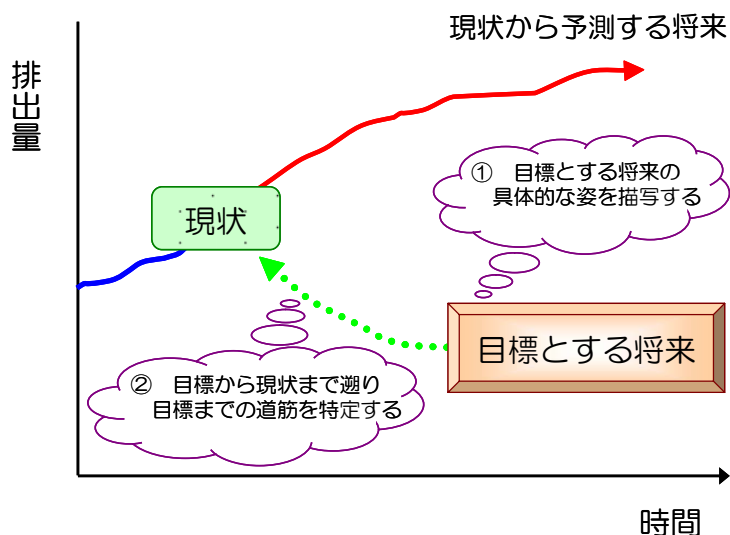


図 16 バックカスティングの概念

（２）削減効果指標の設定

本計画では、旧計画において「成果指標」という名称で設定している、施策の進ちよく状況を把握する進ちよく指標（例：平成の京町家認定戸数）に加えて、「太陽光発電設備の発電出力」などの削減効果の算定に結びつく「削減効果指標」を社会像ごとに設定することとします。削減効果指標を設定する利点として、以下のことが挙げられます。

- ① **削減効果指標ごとに数値目標を設定することで、目標年度における削減効果の積算が可能となる。**
- ② **毎年度、削減効果指標を把握することで、数値目標との乖離が大きなものについては施策を強化するなど、的確かつ具体的な対応が可能となる。**
- ③ **数値目標に基づき、社会像ごと、分野ごとの削減効果のポテンシャルを把握することが可能となる。**

とりわけ②は本計画の大きな特徴となるものです。従来の進ちよく指標に加えて、削減効果指標を設定し、毎年度把握することで、施策を過不足なく推進し、目標の確かな実現を可能とします。

（３）2020（平成 32）年度の二酸化炭素排出量の将来推計

ア 削減効果の積算

表 8 のとおり、6 つの社会像ごとに設定した削減効果指標について、それぞれ 2020（平成 32）年度の目標値を定め、その目標値を達成した場合の削減効果を算定しました。設定した削減効果指標によって、すべての削減量をカバーできているわけではありませんが、本計画で設定した指標による削減量を積算した結果、二酸化炭素の削減効果は約 94 万トンと算定されました。

表 8 削減効果指標による二酸化炭素削減効果の積算

社会像	削減効果指標	単位	2008(平成20)年度 (現況値)	2020(平成32)年度 (目標値)	部門	削減量 (千トンCO2)
歩くまち	市内自家用車保有台数	台	516,026	474,744	運輸	76.8
	自動車燃費【販売ベース】	km/L	17	22	運輸	258.3
	電気自動車及びプラグインハイブリッド車の普及台数	台	8	60,000	運輸	59.8
	合計					394.8
木の文化	CASBEE京都評価届出件数【非住宅】	件	0	540	業務	2.7
	地域産木質ペレット利用量	トン	0	3,500	産業、業務	4.4
	森林面積【天然生林、育成林】	ha	29,100	30,100	全部門	5.0
	新規省エネ法基準達成建築物数【非住宅】	件	0	1,548	業務	5.0
	合計					17.1
エネルギー	太陽光発電設備の発電出力	kW	8,200	159,500	産業、家庭、業務	45.0
	その他再生可能エネルギーの導入量	TJ	500	1,100	全部門	30.2
	合計					75.2
ライフスタイル	高効率家電製品の普及台数【エアコン、冷蔵庫】	台	不明	2,150,000	家庭	107.0
	エコドライブ宣言者数	人	13,248	253,248	運輸	47.5
	エコ学区における削減量測定の予定世帯数	世帯	0	1,400	全部門	0.3
	長期優良住宅認定件数	戸	約1,000	約21,000	家庭	6.8
	CASBEE京都評価届出件数【住宅】	件	0	96	家庭	0.5
	新規省エネ法基準達成建築物数【住宅】	件	0	756	家庭	3.7
	合計					165.8
経済活動	特定事業者制度報告書における総排出量	トン	531,854	478,669	産業	53.2
		トン	1,002,580	902,322	業務	100.3
	高効率給湯機器の普及台数	台	38,390	294,987	家庭、業務	48.6
	クレジット化された削減量	トン	0	10,000	全部門	10.0
	合計					212.1
ごみ	市処理施設における廃プラスチックの受入量	トン	52,609	25,798	廃棄物	72.2
	合計					72.2
					合計	937.2

イ 2020（平成 32）年度の将来推計（フォアキャスティング方式）

本計画で掲げる 2020（平成 32）年度の削減目標については、先述の削減効果指標を用いて、現在を基点に施策ごとの削減効果を積算したものを、現在の排出量から差し引く「フォアキャスティング方式」で将来の排出量を推計しました。

具体的には、図 17 で示されている「2008（平成 20）年度における二酸化炭素排出量」である 650 万トンから、「電気の使用に伴う排出係数の改善による削減効果」である 66 万トン、及び「削減効果指標に基づく具体的施策による削減効果」である 94 万トンを差し引きます。

その結果、本計画で掲げる施策を着実に推進した場合の 2020（平成 32）年度排出量の将来推計は 490 万トンとなり、景気回復などに伴う排出量の増加を考慮しても、この値は 2020（平成 32）年度の目標排出量（1990（平成 2）年度比 25%削減）である 544 万トンを十分下回ることができると考えられます。従って、本計画で掲げる具体的施策を着実に推進し、削減効果指標それぞれの目標を達成することによって、削減目標である 1990（平成 2）年度比 25%削減を達成することが可能であると考えられます。

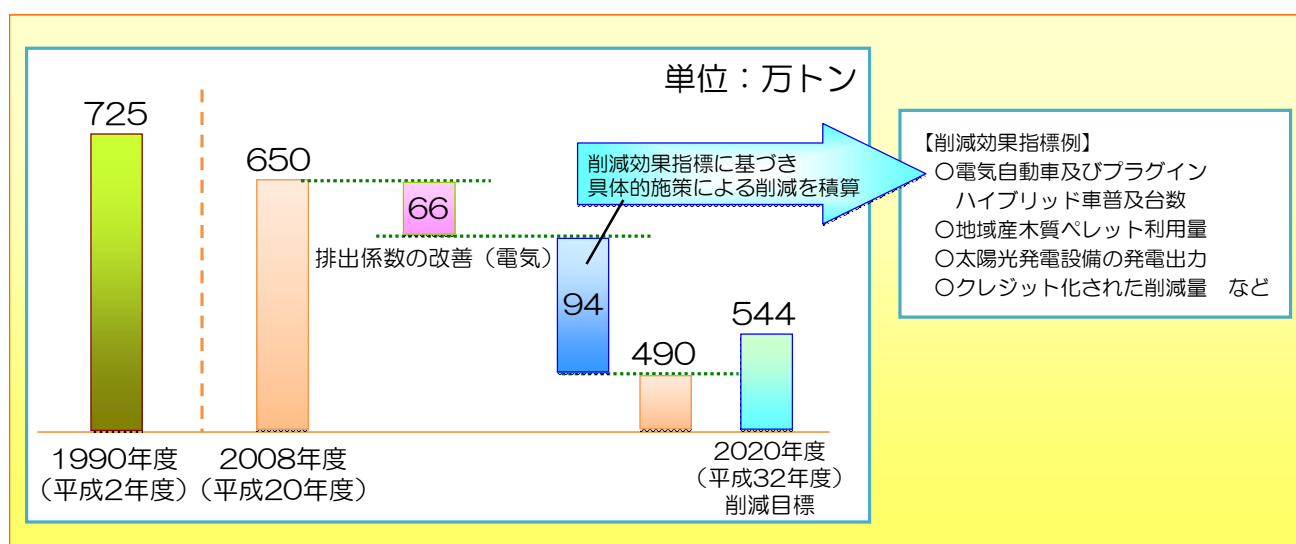


図 17 削減効果指標を利用する方法による
二酸化炭素排出量の将来推計（2020（平成 32）年度）

コラム3 事業者における高効率機器導入の削減効果

事業者における高効率機器導入の削減効果の目安を以下に示します。

単位：トンーCO₂/台・年

地球温暖化対策の取組		削減効果の目安
産業部門	工場の排熱を回収し、ヒートポンプで高温水を作る	680
	工場の空調にヒートポンプを導入する	220
	高性能のボイラーを導入する	120
	省エネ型の低温用自然冷媒冷凍装置を導入する	110
業務部門	空調にヒートポンプを導入する	50
	業務用の省エネ自然冷媒冷凍装置を導入する	53
	高効率な業務用給湯器（ヒートポンプ）を導入する	7.6
	ロープ巻き上げ電動式エレベータを導入する	2.1
	LED 照明を導入する	0.05

出典：「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル 資料編」（環境省）

コラム4 家庭における地球温暖化対策の削減効果

家庭における地球温暖化対策の削減効果の目安を以下に示します。

単位：グラムーCO₂/人・日

地球温暖化対策の取組	削減効果の目安
夏の冷房設定温度を2℃高くする（26℃ ⇒ 28℃）	60
冬の暖房設定温度を2℃低くする（22℃ ⇒ 20℃）	70
古いエアコンを省エネタイプに買い換える	75
古い冷蔵庫を省エネタイプに買い換える	96
通勤や買い物の際に公共交通や自転車を利用する	180
買い物の際はマイバックを使用し、省包装の野菜を選ぶ	62
太陽光発電パネルを導入する	485
給湯器を高効率給湯器（CO ₂ 冷媒ヒートポンプ型）に買い換える	923

出典：「私のチャレンジ宣言」（環境省）

※排出係数については、関西エリアの値を使用している。

(1) 持続可能な社会経済システムへの転換に向けた3つの戦略

条例の前文では、制定当時から「持続可能な循環型の社会経済システムへの転換を図ることが不可欠^{うた}」と謳われています。

これまでは市民が地球温暖化問題に気付き、理解し、行動を始めるという、いわば「始動期」の時代でしたが、今や、科学的な知見や国際的な共通認識のもと、地球温暖化を防止し、低炭素社会を実現するという人類共通の緊急の課題を着実に解決するため、「持続可能な社会経済システムへの転換」を進める、まさに「充実期」が到来したと言えます。

こうした意味から、京都市では、規制や支援誘導、啓発などの施策を個別に講じるのではなく、国の施策なども含め、あらゆる施策の基軸に「環境」を据え、これらを融合しながら、相乗効果を生むような大きな枠組みを構築する必要があります。そのため、本計画では、「持続可能な社会経済システムへの転換に向けた3つの戦略」を以下のとおり掲げます。

① 温室効果ガスを排出しない都市構造への転換

大胆な政策的規制や支援誘導などの施策を包括的に実施することにより、大幅なエネルギー効率改善やエネルギー転換などを進め、温室効果ガスを排出しない都市構造への転換を図る必要があります。

② 環境と経済が融合する社会経済システムの構築

省エネ行動、低炭素型機器の導入など「事業活動の低炭素化」を促進するとともに、環境負荷の小さい優れた製品やサービスを提供する環境・エネルギー関連産業の振興を図ることにより、「事業活動による社会の低炭素化」を推進します。また、温室効果ガスの削減量という見えない価値を「見える化」し、その価値を市民参加イベントの実施者など他の者が購入し自らの削減量として活用することで、社会全体で削減活動を評価し、更なる行動を促す好循環へつなげる仕組みを構築します。

③ 環境にやさしいライフスタイルへの転換

「DO YOU KYOTO? (環境にいいことしていますか)」を合言葉に、市民一人ひとりが地球温暖化という問題に真摯に向き合い、ライフスタイルの見直しなどに自ら考えて取り組むことを促す必要があります。

(2) 3つの戦略に基づく戦略プロジェクトの推進

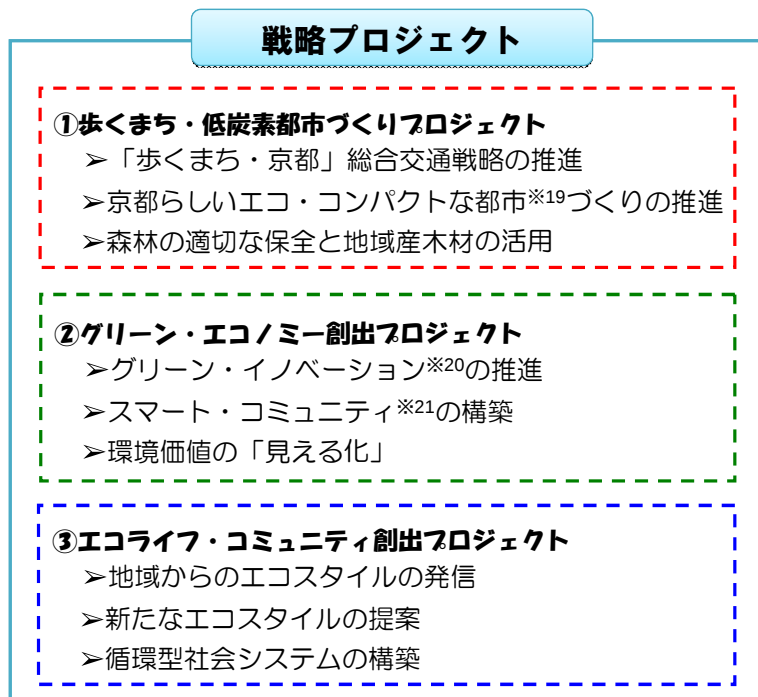
「持続可能な社会経済システムへの転換に向けた3つの戦略」に基づき、2020（平成32）年度までに重点的に推進する3つの戦略プロジェクトを次ページに示します。

この戦略プロジェクトは、持続可能な社会経済システムへの転換に向けた政策の方向性であり、「まち」「経済」「暮らし」という3つの観点から、施策を重点的に推進し、削減目標の達成とともに、先述した6つの社会像の実現を目指そうとするものです。

なお、プロジェクトの内容は、新計画に盛り込む施策全体の中から、

「温室効果ガス削減効果の大きい施策」
「社会像の実現のため中期的視点から取り組むべき施策」
「市民的・社会的に波及効果の大きい施策」

という3つの観点に基づいて施策を抽出し、構成したものとなっています。



※19 エコ・コンパクトな都市：地球環境への負荷が小さい、まとまりのある土地利用を図ることにより実現される、賑わいのある、暮らしやすい都市のこと。

※20 環境を意味する「グリーン」と、技術革新を意味する「イノベーション」を合わせた造語。環境・資源・エネルギーに関する科学的発見や技術的発明に基づいて、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会を構築しようとするもの。

※21 情報通信技術を活用してエネルギーを地域内で融通し合うスマートグリッドだけでなく、交通や人々の行動までも最適化することを目指す多様な技術が組み合わさった、社会インフラとしてのシステムのこと。

戦略プロジェクト

戦略Ⅰ 温室効果ガスを排出しない都市構造への転換

① 歩くまち・低炭素都市づくりプロジェクト



「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進

- (1) 京都駅南口駅前広場の整備
京都市内最大のターミナルである京都駅の南口駅前広場を、「使いやすさ」「やさしさ」「美しさ」「おもてなし」「賑わい」を実感できる駅前広場としてリニューアルします。
- (2) 東大路通の自動車抑制と歩道拡幅
多くの市民、観光客が訪れる東大路通などにおいて、歩行空間の拡大と交通安全性の向上及び自動車交通の抑制を図ります。
- (3) 四条通の歩道拡幅と公共交通優先化
市内最大の繁華街である四条通を中心とする都心地域において、歩道拡幅による快適な歩行空間の確保とマイカーから公共交通への転換を図ります。
- (4) パークアンドライドの通年実施
郊外駅周辺の駐車場にクルマをとめ、公共交通に乗り換えることにより、都心地域に流入する自動車を減らすパークアンドライドを通年で実施します。
- (5) 市内共通乗車券の創設
鉄道・バス事業者のネットワークを最大限に生かし、市内の電車・バスが乗り降り自由となる、使い勝手の良い乗車券（京都フリーパス）を創設します。
- (6) 自転車利用環境の整備
行政と事業者の連携協力による自転車等駐車場の整備や、自転車道や自転車レーンの整備または既存の自転車歩行者道等の改築などによる通行環境の改善を図ります。
- (7) 駐車場施策の見直し
駐車場は都市の装置の一つとして、重要な施設であり、必要な駐車需要などを踏まえた有効活用と、将来の適切な配置を促すものとします。

京都らしいエコ・コンパクトな都市づくりの推進

- (1) 地球環境への負荷の小さい集約的な都市構造の構築
本市における様々な施策を活用し、低炭素の観点を、今後の本市の都市計画の方針となる次期都市計画マスタープランにも位置づけ、交通拠点の周辺に、集客施設を集積させるとともに、それぞれの地域が公共交通等によりネットワークされた便利で暮らしやすい生活圏づくりを図ります。
- (2) カーシェアリングの更なる普及
複数の会員が自動車を共同利用するカーシェアリングの更なる普及により、自動車の保有台数と走行距離の減少を図ります。

森林の適切な保全と地域産木材の活用

- (1) 「平成の京町家」の普及促進
伝統的な京町家の知恵と現代的な環境技術が融合した京都型環境配慮住宅である「平成の京町家」の普及を図ります。
- (2) 「CASBEE京都」による環境性能の評価が高い建築物の普及促進
京都らしい環境配慮建築物を適切に評価、誘導するためのシステムである「CASBEE京都」の表示を推奨（延床面積2,000㎡以上の特定建築物は義務化）し、環境性能の高い建築物の普及を図ります。さらに、既存建築物の評価システムの整備を行います。
- (3) 地域産木材ストック情報システムの整備
京都市地域産木材の利用促進を図るために、木材業界と連携し、工務店が必要とする木材について、供給状況が分かるストック情報システムを構築します。



戦略Ⅱ 環境と経済が融合する社会経済システムの構築

② グリーンエコノミー創出プロジェクト

グリーン・イノベーションの推進

- (1) 京都府・経済界との連携による「京都産業育成コンソーシアム」の設立
府・市・経済界の枠組を超えた、「オール京都」による体制を構築し、環境、医療・健康、映画・コンテンツをはじめとする次代を担う成長産業の育成を図ります。
- (2) 低炭素社会の実現を先導する環境知恵産業(環境・エネルギー関連産業)のブランド化
低炭素社会の実現に先導的な役割を果たす京都の環境・エネルギー関連産業の事業拡大支援と産業のブランド化を図ることを目的に情報発信を行います。
- (3) 付加価値の高い新産業を創造する京都版SBIRの推進
新技術・新製品開発に取り組む市内の中小事業者や中小・ベンチャー企業の新技術を利用した事業活動を支援するため、京都の地域プラットフォーム支援体制の強みを生かした、研究開発段階から販路開拓までを一貫して支援する仕組み（Small Business Innovation Research）を推進します。

スマート・コミュニティの構築

- (1) 再生可能エネルギー(太陽光・太陽熱・小水力・木質バイオマスなど)の導入促進 
大気中の二酸化炭素の排出を抑制し、かつ資源を枯渇させずに利用することが可能な再生可能エネルギーの導入促進を図ります。
- (2) らくなん進都※20、岡崎地域等における新たなエネルギーマネジメントシステムの構築
情報通信技術を活用してエネルギーを地域内で融通し合うスマート・グリッドや社会システムまでを視野に入れたスマート・コミュニティの研究を行い、実証を進めます。
- (3) 市民協働発電制度の実施
市民などが協働で太陽光発電設備を設置する仕組みを構築します。

環境価値の「見える化」

- (1) 「DO YOU KYOTO? クレジット(仮称)」制度の創設 
国内クレジット制度(用語説明は45ページ)やオフセット・クレジット制度(用語説明は45ページ)などの国の制度の活用に加え、地域コミュニティや中小事業者が取り組みやすい京都独自のクレジット制度を創設し、温室効果ガス削減量という環境価値を「見える化」し、経済的に評価することにより、地域で循環・流通させる仕組みを構築します。
- (2) 環境に配慮した観光の推進
京都において創出されたクレジットを活用し、京都観光に伴う温室効果ガス排出量の一部をオフセット(用語説明は45ページ)する低炭素型のエコ観光や、地域固有の自然環境・歴史文化を学び、体験する、歩いて巡る観光の推進や、環境に配慮したサービスや施設等の促進などの普及を図ります。
- (3) カーボン・フットプリントの活用による環境価値の「見える化」の促進
原材料の調達から製造、輸送、消費後の廃棄に至るまでの過程で、電力や燃料の消費などを通してその商品が排出する温室効果ガスの量を積み上げ、二酸化炭素に換算して表示するカーボン・フットプリントの活用により、環境価値の「見える化」と低炭素商品の普及を促進します。

※22 京都市南部を南北に貫く幹線道路である油小路通沿道を中心とした、概ね北は十条通、南は宇治川、東は東高瀬川、西は国道1号に囲まれた、面積607haの地区

戦略Ⅲ 環境にやさしいライフスタイルへの転換

③ エコライフ・コミュニティ創出プロジェクト

地域からのエコライフの発信

(1) エコ学区, エコ商店街, エコ大学など新たな「エコ・コミュニティ」の創設

地域活動の基本単位である学区や商店街を対象に、地球温暖化対策を地域ぐるみで集中的に取り組む「エコ・コミュニティ」を新たに創設するとともに、京都市の人口の約1割に相当する学生の力を活用した温室効果ガス排出量削減の取組を推進します。

新たなエコスタイルの提案

(1) きょうあさ京朝スタイルの普及

「太陽が昇ったら起きて、沈んだら寝る」という自然のサイクルに沿った、京都発の、健康的で環境にもやさしい朝型のライフスタイルを推奨する取組である「京朝スタイル」の普及を図ります。

(2) 農林水産物の地産地消と「京の時待ち食」の普及・推進による環境に配慮した食生活の普及

旬の時期を待って地元食材を食べる「京の時待ち食」の普及や、環境に配慮しながら「買い物」・「料理」・「片づけ」を行うエコクッキングなどの取組を通して、食材の生産・輸送・調理に使用するエネルギー量を低減し、環境負荷の小さい食生活の普及を図ります。

循環型社会システムの構築

(1) 包装材削減推進京都モデルの構築

流通・消費段階はもとより、「もの」の流れの上流に位置する生産段階にまで踏み込んで、「ごみにならないものづくり」を京都から発信します。

(2) 生ごみ, 使用済てんぷら油などの廃棄物系バイオマスからのエネルギー回収

南部クリーンセンターでは、使用済てんぷら油などをバイオディーゼル燃料（用語説明は45ページ）に精製する廃食用油燃料化施設を引き続き稼働することと併せて、新たに建替え整備を行う第2工場では、従来から行っているごみ発電の更なる高効率化や、生ごみによるバイオガス（用語説明は45ページ）発電を行い、ごみの持つエネルギー回収の最大化を図ります。

環境共生と低炭素のまち・京都

【用語説明】

【国内クレジット制度】

大規模事業者などによる技術・資金などの提供を通じて、中小事業者などが行った温室効果ガス排出削減量を認証し、自主行動計画や試行排出量取引スキームの目標達成などのために活用できる制度のこと。2008（平成 20）年 10 月に政府全体の取組として開始された。

中小事業者のみならず、農林（森林バイオマス）、民生部門（業務その他、家庭）、運輸部門等における排出削減も広く対象としている。

【カーボン・オフセット】

日常生活や経済活動において、自らの削減努力を行ってもなお排出される排出量について、その量に見合った削減活動への投資などにより埋め合わせするという考え方のこと。

【オフセット・クレジット制度】

カーボン・オフセットの仕組みを活用して、国内における排出削減・吸収を一層促進するため、地球温暖化対策の実施により発生する削減・吸収量を、カーボン・オフセット用のクレジットとして認証する制度のこと。2008（平成 20）年 11 月から環境省が実施している。

【バイオディーゼル燃料】

菜種油、パーム油などの植物油や、使用済てんぷら油などを主原料として製造される、ディーゼルエンジンを稼働させる燃料（軽油・重油）の代替液体燃料のこと。

地上の二酸化炭素を吸収して生長した植物から製造したバイオディーゼル燃料を、ディーゼルエンジンで燃焼させて発生した二酸化炭素は、二酸化炭素の循環の一形態であるため、地上の二酸化炭素絶対量を増加させないとみなされる。

【バイオガス】

再生可能エネルギーのひとつで、生ごみなどの有機性廃棄物や家畜の糞尿などを発酵させて得られる可燃性ガスのこと。主な成分は都市ガスと同様にメタンである。

5章 計画で掲げる施策・ロードマップ

【施策の体系】

本計画では、前述の 6 つの社会像ごとに施策を整理しており、合計で 18 の推進方針と 41 の具体的施策、108 の具体的取組を掲げています。

本章では、社会像ごとに、具体的施策・取組と併せて、ロードマップに基づく施策の工程表を示します。

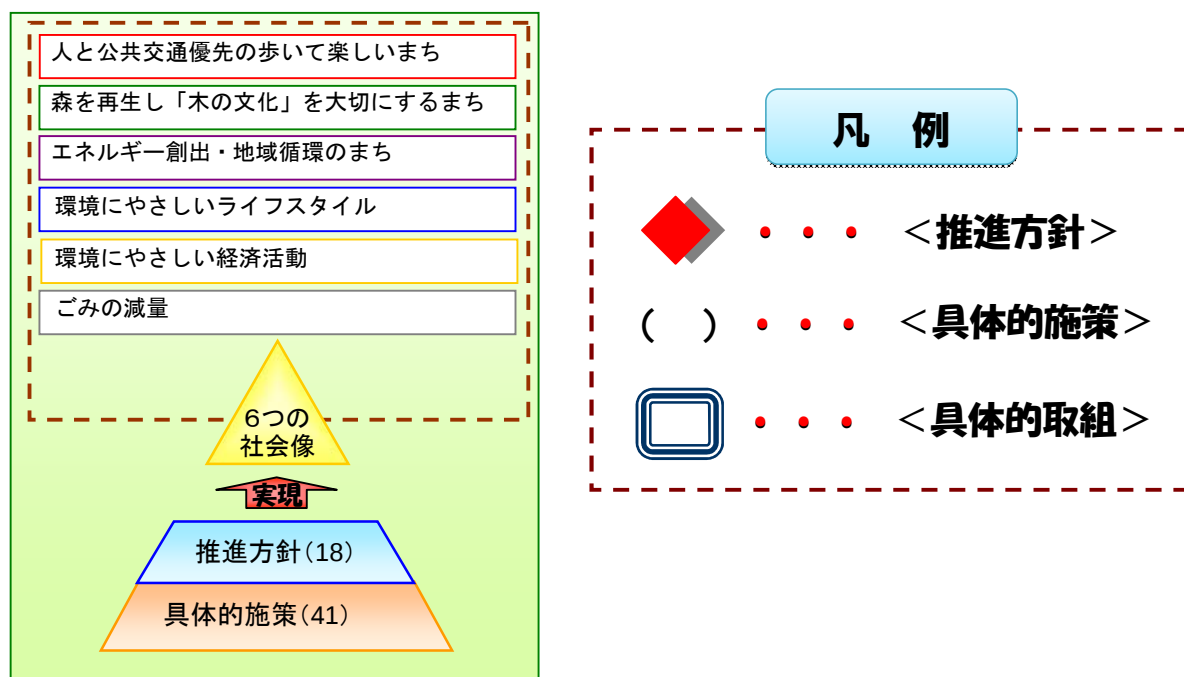


図 18 施策の体系

1 「既存公共交通」の取組（既存公共交通の利便性向上）

既存の公共交通を再編強化し、使いやすさを世界トップレベルとします。

（1）公共交通利便性向上施策

市内の交通事業者などの連携によりネットワークを構築し、すべての市民や観光客が快適、便利に利用できる公共交通の利便性向上策を推進します。

具 体 的 取 組**★は戦略プロジェクトに位置付けられている取組****① 洛西地域におけるバス利便性の向上**

洛西地域を運行するバス・鉄道事業者の連携により、複数事業者のバスダイヤ、系統、乗場、案内表示の一元的な見直しを図り、地域の公共交通の利便性を向上させ、他地域の事業者の連携モデルとします。

②★京都駅南口駅前広場の整備

京都市内最大のターミナルである京都駅の南口駅前広場を、「使いやすさ」「やさしさ」「美しさ」「おもてなし」「賑わい」を実感できる駅前広場としてリニューアルします。

③★市内共通乗車券の創設

鉄道・バス事業者のネットワークを最大限に生かし、市内の電車・バスが乗り降り自由となる、使い勝手の良い乗車券（京都フリーパス）を創設します。

④ 駅などのバリアフリー化の推進

高齢者や障害のある方をはじめ、誰もが公共交通を利用して円滑に移動できるユニバーサル社会の実現を目指して、駅などの旅客施設及びその周辺の道路などのバリアフリー化を推進します。

⑤ パークアンドライドの広域展開と観光地交通対策の実施

市内中心部及び観光地への自動車流入の抑制を図るため、近隣自治体との連携によるパークアンドライドを広域的に展開するとともに、観光シーズンを中心に、京都府警などと連携し、嵐山地区及び東山地区における臨時交通対策を含めた交通対策を実施することにより、歩行者の安全・快適性の確保と交通の円滑化を図ります。

⑥ 公共交通不便地域の対応策に関する検討

モデル地域において、地域住民、交通事業者、行政が連携を図りながら、ワーキンググループを設置し、アンケート調査などを通じて、生活交通の維持に向けた仕組みづくりなど、公共交通不便地域のあり方を検討します。

⑦ 交通情報通信システムの開発

バス車内における目的地到着予定時刻案内、乗継ぎ案内などの交通情報や目的地周辺の最新の観光情報を提供し、利便性を向上させるシステムを開発します。

2 「まちづくり」の取組（歩行者優先のまちづくり）

歩く魅力を最大限に味わえるよう歩行者優先のまちをつくります。

（１）「歩くまち・京都」を支える歩行空間の充実

既存の道路空間の機能を見直し、歩行空間の拡大と充実、交通安全性の向上を図ることにより、歩行者優先の快適な道路空間を確保します。

具体的取組

①★東大路通の自動車抑制と歩道拡幅

多くの市民、観光客が訪れる東大路通などにおいて、歩行空間の拡大と交通安全性の向上及び自動車交通の抑制を図ります。

②★四条通の歩道拡幅と公共交通優先化

市内最大の繁華街である四条通を中心とする都心地域において、歩道拡幅による快適な歩行空間の確保とマイカーから公共交通への転換を図ります。

（２）未来の公共交通の充実

未来の公共交通の充実について、将来の京都市に必要な公共交通を検討するための体制を整え、それぞれのエリアの地域特性を踏まえた新しい公共交通の実現に向けた検討を行います。

具体的取組

① 新しい公共交通システムの導入検討

高い速達性と定時性、需要に見合った輸送力を併せ持つLRT（次世代型路面電車）やBRT（バス高速輸送システム）などの新しい公共交通システムの実現に向け検討します。

（３）自動車交通の効率化と適正化

地域の特性に応じた道路の使い方を検討し、パークアンドライドや駐車場施策、カーシェアリングなどの自動車利用の抑制策を推進します。

具体的取組

①★パークアンドライドの通年実施

郊外駅周辺の駐車場にクルマをとめ、公共交通に乗り換えることにより、都心地域に流入する自動車を減らすパークアンドライドを通年で実施します。

②★駐車場施策の見直し

駐車需要に応じた駐車施設の適正な配置を図るとともに、歩くことを中心としたまちと暮らしの実現に寄与するよう自動車流入の抑制を図ります。

③ タクシー交通の位置付けの明確化と効果的な活用の検討

タクシー駐停車マナーの向上や大量の空車タクシー走行による環境負荷低減に向けた具体策を検討します。

④ ロードプライシングの検討

特定の道路利用に対して直接的に課金し、交通需要を管理する方法であるロードプライシングの導入可能性について検討します。

⑤ 交通条件の公平化の検討

商業施設などにおいて、公共交通利用者へのサービス提供を進めるための制度の創設について検討します。

⑥★カーシェアリングの更なる普及

複数の会員が自動車を共同利用するカーシェアリングの更なる普及により、自動車の保有台数と走行距離の減少を図ります。

（４）歩行者と共存可能な自転車利用環境の整備

環境にやさしい乗り物である自転車を有力な交通手段ととらえ、歩行者が集中する都心部を中心に、自転車等駐車場の整備や安全な走行空間の整備など、利用環境の改善を図ります。

具体的取組

①★自転車利用環境の整備

行政と事業者の連携協力による自転車等駐車場の整備や、自転車道や自転車レーンまたは既存の自転車歩行者道等の改築などによる通行環境の改善を図ります。

「ライフスタイル」の取組（歩いて楽しい暮らしを大切にするライフスタイルへの転換）

歩いて楽しい暮らしを大切にするライフスタイルへの転換を図ります。

（１）『歩くまち・京都』憲章の普及・啓発

歩くことを中心としたまちと暮らしに転換するための行動規範となる

「歩くまち・京都」憲章の普及・啓発を進めます。

具体的取組

① 学校教育、シンポジウム、イベント、商業施設などでの普及・啓発

パンフレットや啓発グッズなどの配布、アナウンスやイメージ映像の放送などにより、学校、シンポジウム、イベント、商業施設などにおける継続的な普及・啓発活動を行います。

（２）「スローライフ京都」^{プロジェクト}大作戦

クルマを重視したまちと暮らしから、歩くことを中心としたライフスタイルへ転換するため、市民、事業者、行政が一体となった大規模なモビリティ・マネジメント^{※23}を体系的に実施します。

具体的取組

① 広告媒体などを活用したモビリティ・マネジメント

クルマ利用者に対して、ウェブサイトや広報媒体などを活用した啓発やアンケートなどのコミュニケーション手段を通じ、自発的な交通行動の変化を促します。

② 「市民」の交通行動スタイルの見直しを促す施策

市民を対象に、「家庭」「学校」「職場」などあらゆる機会を通じて、公共交通情報マップの配布やアンケート、環境学習の一層の推進、エコ通勤の推進などを実施し、交通行動スタイルの見直しを促します。

③ 「観光客」の交通行動スタイルの見直しを促す施策

京都市への観光客を対象に、クルマを使わない観光の優位性を伝えることにより、公共交通を利用した観光を呼び掛けます。

※23 多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ（交通行動）が、社会にとって望ましい方向へ自発的に変化するよう促す取組のこと。

4 エコカーへの転換

低公害・低燃費で環境負荷の小さいクルマへの転換を図ります。

(1) インフラ整備の推進

EV（電気自動車）用充電設備，FCV（燃料電池自動車）用水素ステーションの設置など，エコカーの普及に向けたインフラ整備を推進します。

具体的取組

① 共同住宅，民間駐車場，商業施設などへの充電設備・水素ステーションの設置に対するインセンティブの付与の検討

民間事業者などによる充電設備や水素ステーションの設置に対してインセンティブを与える制度の創設や，新築建築物への充電設備の導入を進める仕組みを検討し，エコカーの普及に向けたインフラ整備を推進します。

(2) 事業者・販売店を通じた転換促進

自動車の購入や更新を行う際に，環境負荷の少ないエコカーが選択されるよう，需要側と供給側の双方における転換を促進します。

具体的取組

① 特定事業者に対する一定割合以上のエコカー導入義務化

条例に基づく特定事業者に対して，事業用の自動車を購入（リースを含む）する際に，一定割合以上をエコカーとすることを義務付けます。

② 自動車販売事業者に対するエコカー販売実績報告の義務化

自動車販売事業者に対して，エコカーの販売実績を報告することを義務付けます。

③ 電動バス・ハイブリッドバスなどの導入促進

次世代EV（電動）バスの実証実験などを踏まえたEVバスの実用化を進めるとともに，環境にやさしいハイブリッドバスの導入を推進します。

1 地域産木材の活用

建築物や燃料などに地域産木材を積極的に活用し、木材の需要を喚起するとともに、化石燃料の使用量を削減します。

（１）建築物の地域産木材利用

建築物における地域産木材の利用を促進し、京都の知恵を活かした環境配慮建築物の普及を推進します。

具 体 的 取 組**① 特定建築物への地域産木材の利用義務化**

条例に基づく特定建築物（延床面積 2,000m² 以上の新增築建築物）の建築主に対し地域産木材の利用を義務付けます。

② 公共施設への地域産木材の率先利用

京都市が整備する公共建築物などの公共施設において、地域産木材を積極的に利用します。

③★「CASBEE 京都」による環境性能の評価が高い建築物の普及促進

京都らしい環境配慮建築物を適切に評価、誘導するためのシステムである「CASBEE 京都」の表示を推奨（延床面積 2,000m² 以上の特定建築物は義務化）し、環境性能の高い建築物の普及を図ります。さらに、既存建築物の評価システムの整備を行います。

④ 低炭素景観の保全・創造

歴史まちづくりの推進、京町家などの保全・再生・活用を促進するための情報の受発信の仕組みなど様々な保全・活用策を講じることにより、既存建築物の有効活用を図るとともに、地域の特性に応じたきめ細かなデザイン規制や時代をリードする質の高いデザインの誘導など、長く親しまれる建築物による市街地景観の形成を推進します。

⑤★「平成の京町家」の普及促進

伝統的な京町家の知恵と現代的な環境技術が融合した京都型環境配慮住宅である「平成の京町家」の普及を図ります。

（２）間伐材や木質ペレット※²⁴などの利用

間伐材を原料とした木質ペレットなど，間伐材を燃料とする冷暖房器具やボイラーの導入をはじめ，木材を活用した備品，消耗品の利用を促進します。

具 体 的 取 組

① 木質ペレットストーブ・ボイラー・吸収式冷温水器の普及推進

木質ペレットを燃料とするストーブ，ボイラー，吸収式冷温水器を普及推進するため，導入支援策を実施します。

② 木質ペレットなどの公共建築物における率先利用

京都市及び関係機関において，木質ペレット及び地域産木材を使った物品を積極的に利用します。

③ 間伐材の供給に対する助成

木質ペレット原料用の間伐材の供給に対する助成制度を創設し，間伐材の需要拡大と森林の適切な整備を推進します。

（３）木材利用者への情報提供

地域産木材の供給・流通から建築利用までを効果的に誘導するための仕組みづくりを進めます。

具 体 的 取 組

①★地域産木材ストック情報システムの整備

京都市地域産木材の利用促進を図るために，木材業界と連携し，工務店が必要とする木材について，供給状況が分かるストック情報システムを構築します。

② ウッドマイレージなどの評価

木材の産地から消費地までの輸送距離から算出される木材輸送に伴う二酸化炭素排出量（ウッドマイレージ）を評価します。さらに木質ペレットを含め，木材の生産から流通消費までを市民に見える形で評価し，情報発信する方法を検討します。

※²⁴ 間伐材や，おが粉などの製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料のこと。ペレットストーブ，ペレットボイラー，吸収式冷温水器の燃料として用いられ，木質バイオマスペレットとも呼ばれる。

森林の適切な保全

森林の適切な整備を進め、林業の振興を図るとともに、市民との協働を進めることにより、健全で多様な森林を育成・保全していきます。

(1) 森林整備

二酸化炭素の吸収源となる健全で多様な森林を育成するため、適切な保全、整備を推進するとともに、その担い手となる人材の育成を図ります。

具体的取組

① 健全で多様な森林の育成

森林整備事業などによる健全な森林づくり、とりわけ間伐の必要な森林や放置された森林の整備の推進と森林認証制度^{※25}の普及に努めるとともに、長伐期林^{※26}、複層林^{※27}、広葉樹林など多様な森林の整備を進めます。

② 三山森林景観保全・再生ガイドラインの推進

三山の森林景観を保全・再生するためのガイドラインに基づき、市民や事業者との協働による森林景観づくりを推進します。

③ 森林整備の担い手となる人材の育成・確保

林業労働者の社会保障制度や技術研修制度の充実、森林組合などにおける森林整備班の養成を行うことにより、林業の担い手を確保し、森林整備に必要な体制の整備を図ります。

※25 適正に管理された森林から産出した木材などに認証マークを付けることによって、持続可能な森林の利用と保護を図ろうとする制度のこと。1993年に林業者、木材引取業者、先住民団体、自然保護団体などが集まり設立された国際NGO「森林管理協議会」によって、提案された。

※26 通常の主伐林齢（例えばスギの場合40年程度）のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林のこと。

※27 樹木の枝葉の空間である樹冠が連なって形成される林冠が、上下段違いに2つ以上形成されている森林のこと。層の出来方によって、二段林、多段林、連続層林に分けられる。

（２）林業の振興

林業経営の効率化と低コスト化にむけた取組を進めることにより林業振興を図ります。

具体的取組

① 施業集約化の推進

地域産材を安定供給できる体制づくりを目指して、伐採、造林、保育※²⁸を一体的、計画的、効率的に行う施業の集約化を推進します。

② 林業経営の効率化と低コスト化の推進

林業の生産性を高め、経営の効率化を図るため、密度の高い林内路網の整備と、地形・立地に適した高性能林業機械の導入を進めます。

（３）森づくりへの市民参加

市民が森づくりに参加できる機会の創出や、森林を活用した環境学習を推進します。

具体的取組

① 森づくりサポーターの拡充

市街地周辺三山などの里山や京北合併記念の森を中心に、市民などの参画による森林の保全・整備などの活動を展開します。

② 里山など森林を活用した環境学習事業の展開

市民・事業者・大学参画による生態系保全型の森づくりシステムを構築し、豊かな農林資源を活用した環境学習などに活用する森林整備を行い、そのシステムを民有林全体に推進します。

※28 地拵え、植林、下刈り、枝打ち、除伐、間伐など主に森を育てるために行う作業のこと。

建築物の省エネにつながる屋上緑化・壁面緑化や吸収源確保につながる樹木植栽をはじめ、市街地緑化によるヒートアイランド対策など、京都市が有する河川や緑などの自然の特性を生かしたまちづくりを進めます。

（１）市街地の緑化

公共施設や市民，事業者との協働による民有地の緑化などにより，市街地の緑の保全・創出・活用を推進します。

具 体 的 取 組

① 特定緑化建築物への緑化義務化

条例に基づく特定緑化建築物（敷地面積 1,000m² 以上の新築・改築建築物）について，建築物及び敷地の緑化を義務付けることにより，市街地の緑化を推進します。

② 公共施設の緑化の推進

京都市が整備する公共建築物などの公共施設において，緑化を積極的に推進します。

③ 屋上緑化・壁面緑化に対する助成の充実

住宅や事業所などの民有地における緑化に対して助成することにより，民有地緑化の推進を図ります。

④ 市民などとの協働による民有地緑化の推進

緑が少なく，緑化余地も少ない中心市街地において，緑化を義務化することにより，民有地緑化の推進を図ります。

(2) ヒートアイランド対策

市内の緑や農地、河川などの水の力を活用することによって、都市の太陽熱吸収を低減させ、清涼な自然風を導入するなど、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。

具体的取組

① 市民農園の整備などによる農地の有効活用

地域主導の市民農園モデルとなる総合体験型市民農園を整備し、市民が参加できる環境にやさしい都市型農業を振興します。

② 鴨川を幹とした風の道づくり

河川を幹として、緑の適切な配置により郊外から清涼な風を都市に送り込む、「風の道」を形成することにより、ヒートアイランド現象の緩和を推進します。

③ 水と緑のネットワークづくり

市街地周辺の山々や農地の緑、中心市街地における街路樹などの緑と、市内を貫流する河川の軸を骨格とした水と緑のネットワークを形成します。

④ 水を活用した取組の推進

水の気化熱を利用して周辺の気温を下げる「打ち水」の実施拡大や、「ミスト装置※29」の普及促進に取り組み、ヒートアイランド現象の緩和につなげます。

※29 水道水に高い圧力をかけるなど、特殊なノズルで微細な霧を噴出することにより水を効果的に気化させ、その気化熱が周囲の熱を奪う現象を利用し、周辺気温を下げる装置のこと。エアコンに代替して運転する場合は、さらにエアコン室外機からの排熱の発生も抑制する。

1 再生可能エネルギーの導入拡大

利用可能量が大きく、技術的にも一定の効率利用が確立されている「太陽エネルギー」をはじめ、森の再生に寄与する「木質バイオマス」、ごみの減量と一体的に推進する「バイオガス・焼却熱」について、そのエネルギーを最大限に生かす取組を推進し、都市のエネルギー構造の転換と低炭素化を図ります。

併せて、小水力など、市内で活用が進んでいない再生可能エネルギーについても、利用可能性を追求します。

（１）事業活動における活用

特定建築物（延床面積 2,000m² 以上の新增築建築物）の建築主に対して再生可能エネルギー利用設備の設置を義務化するなど、事業活動に伴って使用するエネルギーの低炭素化を進めます。

具 体 的 取 組

①★「DO YOU KYOTO? クレジット（仮称）」制度の創設

国内クレジット制度やオフセット・クレジット制度などの国の制度の活用に加え、地域コミュニティや中小事業者が取り組みやすい京都独自のクレジット制度を創設し、温室効果ガス削減量という環境価値を「見える化」し、経済的に評価することにより、地域で循環・流通させる仕組みを構築します。

② 特定建築物への再生可能エネルギーの導入義務化

条例に基づき、特定建築物の建築主に対し、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー利用設備の設置を義務化します。

③ 事業者排出量削減計画書制度における評価

条例に基づき、特定事業者に義務付けられている、温室効果ガス排出削減のための計画・報告書を市に提出する制度において、再生可能エネルギーの利用を評価します。

④★「CASBEE 京都」による環境性能の評価が高い建築物の普及促進（再掲）

（２）市民生活における活用

家庭で使用するエネルギーの低炭素化を進めます。太陽光発電設備やペレットストーブなど，身近に利用しやすい再生可能エネルギー利用設備の普及を図ります。

具 体 的 取 組

① **太陽光発電設備及び太陽熱利用設備の導入に対する補助などの実施**

太陽光発電設備などを設置する市民に対し，補助や融資を行います。

②★**市民協働発電制度の実施**

市民など協働で太陽光発電設備を設置する仕組みを構築します。

③ **木質ペレットストーブ・ボイラー・吸収式冷温水器の普及推進（再掲）**

④ **新築住宅への再生可能エネルギーの導入義務化の検討**

新築住宅に対して，再生可能エネルギーの導入を義務付けることを検討します。

（３）公共部門における活用

事業者としての京都市は、市民、事業者に率先して、使用するエネルギーの低炭素化を進めるとともに、未利用のエネルギーを回収して有効利用を図ります。

具 体 的 取 組

① 公共建築物への再生可能エネルギーの率先導入

京都市が整備する公共建築物において、再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱、木質バイオマスなど）を積極的に導入します。

② 小水力発電の導入の推進

未利用エネルギーの中でも活用が期待される小水力発電について、導入可能性調査を行うとともに、新たな地域エネルギーとしての有効利用を図ります。

③ 使用済てんぷら油から精製したバイオディーゼル燃料の利用拡大

使用済てんぷら油をバイオディーゼル燃料として精製し、京都市のごみ収集車や市バスの燃料として活用します。

④ 南部クリーンセンター第２工場建替え時におけるバイオガス化施設の併設

新たに建替え整備を行う第２工場では、従来から行っているごみ発電の更なる高効率化や、生ごみのバイオガス化を行い、ごみの持つエネルギー回収の最大化を図ります。

⑤ 下水汚泥（メタンガス）の有効利用

下水汚泥からメタンガスを取り出し、燃料としての有効利用を図ります。

エネルギー供給のグリーン化（太陽エネルギーをはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大）と、エネルギー需要の多様化（暮らし・事業活動・交通などあらゆる場面における再生可能エネルギーの利用）に対応した、エネルギー需給を最適化する仕組みの構築を図ります。

併せて、情報通信技術を活用して、交通の最適化や地域ぐるみのエコ行動の促進を図り、まち全体の低炭素化を目指す「スマート・コミュニティ」の構築を進めます。

（１）スマート・コミュニティの構築

導入拡大を進める再生可能エネルギーの最適な利用を目指し、情報通信技術を活用したエネルギーの地産地消の仕組みづくりを進めます。

具体的取組

①★らくなん進都，岡崎地域などにおける新たなエネルギーマネジメントシステムの構築

情報通信技術を活用して再生可能エネルギーを地域内で融通し合うスマートグリッドの構築に加え、交通の最適化や地域ぐるみのエコ行動の促進を含めたスマート・コミュニティの研究を行い、実証を進めます。

② エコ・コンパクトな都市に向けた土地利用の促進

新たな都市計画マスタープランを策定し、地域ごとの特性を生かすための多彩で個性的、かつ秩序ある土地利用の展開や地球環境への負荷の少ない集約的な都市機能の配置を図り、様々な都市活動を持続的に展開することのできる都市を実現します。

1 エコ生活の普及促進

本計画で掲げる削減目標を達成するためには、機器更新による低炭素化などのハード対策だけでなく、市民一人ひとりが高い意識を持って、普段の生活について、環境へ配慮したものへと転換していくことが大切であることから、イベントやキャンペーンなどを通して、楽しみながら実践できる環境負荷の少ない生活の普及を図ります。

(1) エコを楽しく格好よく

市民目線の親しみやすいイベントやキャンペーンなどを通して、市民や事業者の「エコ」に対するイメージを一新するとともに、環境負荷の少ないライフスタイルの更なる普及を図ります。

具体的取組

①★^{きょうあさ}京朝スタイルの普及

「太陽が昇ったら起きて、沈んだら寝る」という自然のサイクルに沿った、京都発の、健康的で環境にもやさしい朝型のライフスタイルを推奨する取組である「京朝スタイル」の普及を図ります。

② 多様なメディアを積極活用した普及啓発

印刷物への掲載や広報発表に加えて、インターネットやテレビなど、市民に深く浸透しているメディアを積極活用した普及啓発を推進します。

③「DO YOU KYOTO? デー」における取組の推進

京都議定書が発効した 2 月 16 日を記念し、毎月 16 日を「DO YOU KYOTO? デー」と定め、この日を中心にライトダウンやノーマイカーデーなど、環境にやさしい取組を市民や事業者とともに実践します。

④「大学のまち京都・学生のまち京都」の学生の力を活用した取組の推進

人口の約 1 割に当たる学生が在籍する京都の特性を踏まえ、学園祭などのイベントにおける京都市との協働など、学生の力を活用した取組を推進します。

⑤ エコドライブの推進

燃料消費量の少ない運転方法であるエコドライブについて、広く一般ドライバーへの普及を図ります。

（２）エコで健康に

食生活や交通手段などを環境配慮型に移行させることによって、エネルギー使用量の低減と併せて、健康的なライフスタイルへの転換を図ります。

具体的取組

①★農林水産物の地産地消と「京の時待ち食」の普及・推進による環境に配慮した食生活の普及

旬の時期を待って地元食材を食べる「京の時待ち食」の普及や、環境に配慮しながら「買い物」・「料理」・「片づけ」を行うエコクッキングなどの取組を通して、食材の生産・輸送・調理に使用するエネルギー量を低減し、環境負荷の小さい食生活の普及を図ります。

② 歩行空間や自転車利用環境の整備

地球温暖化対策だけでなく、観光振興や健康面のサポートという観点から、徒歩や適正な自転車利用を推進するための環境の整備を行います。

（３）エコを学ぶ

将来を担う子どもたちに対する環境教育や、市民一人ひとりへのきめ細やかな環境意識の啓発を通して、「エコ」に対する意識の向上を図ります。

具体的取組

① 子どもへの環境教育の推進

子どもの夏休みや冬休みなどを利用して、家族ぐるみで省エネに取り組んでもらう「子どもエコライフチャレンジ」や、学校のエコスクール化などの取組を通して、将来を担う子どもたちへの様々な環境教育を推進します。

② 総合環境情報誌の作成・全戸配布

地球温暖化対策の視点を盛り込んだ総合環境情報誌を作成し、全戸配布を行うことにより、市民一人ひとりの意識啓発を図ります。

③ ^{みやこ}京エコロジーセンターを中心とするエコ学習の展開と人材育成

COP3 開催の記念館である京エコロジーセンターを中心としてエコ学習を展開することにより、地球温暖化対策に対する意識の向上を図ります。また、京エコロジーセンターのボランティア活動を通して、環境問題に主体的に取り組む市民を育てていきます。

地域コミュニティにおけるエコ活動の促進

区役所など拠点として活用しながら、個々の家庭だけでなく、地域コミュニティ単位でのエコ活動を促進し、地域ぐるみで地球温暖化対策に取り組みます。

(1) 地域ぐるみのエコ活動の促進

学区や商店街などの地域コミュニティが有する人のつながりを最大限に生かしながら、地域全体で地球温暖化対策に取り組むことで地域のつながりを強めるなど、大きな相乗効果を生み出します。

具体的取組

①★エコ学区、エコ商店街、エコ大学など新たな「エコ・コミュニティ」の創設

地域活動の基本単位である学区や商店街を対象に、地球温暖化対策を地域ぐるみで集中的に取り組む「エコ・コミュニティ」を新たに創設するとともに、京都市の人口の約1割に相当する学生の力を活用した温室効果ガス排出量削減の取組を推進します。

② 各区におけるエコ活動支援事業の推進

各区の環境パートナーシップ事業など、各区におけるエコ活動支援事業を推進します。(各区の環境保全の取組については、67～68 ページに記載しています。)

③★「DO YOU KYOTO? クレジット(仮称)」制度の創設(再掲)

環境に配慮した住宅の普及促進

省エネ改修など、住宅における低炭素化対策を促進することにより、家庭からの温室効果ガス排出量の削減を図ります。

(1) 住宅の低炭素化の推進

省エネ改修に対する支援の拡大や、市民が安心して相談できる環境の整備、また伝統的な京町家の知恵と現代的な環境技術が融合した京都型環境配慮住宅の普及を促進することにより、住宅における温室効果ガス排出量の削減を図ります。

具体的取組

① 既存住宅に対する省エネ改修の支援拡大の検討

自ら居住する住宅のエコリフォームを行う費用について、金融機関と連携して、低利率で融資をあっせんするなど、既存住宅を対象に、省エネ改修に対する支援の拡大を検討します。

② 省エネ住まいアドバイザー制度の創設

住宅の省エネ改修について、技術的なアドバイスを行える人材を養成するとともに、京都らしい環境配慮の方策も含め、市民が安心して住宅の省エネ改修に関する技術的な相談を行える環境を整備します。

③★「CASBEE 京都」による環境性能の評価が高い建築物の普及促進（再掲）

④★「平成の京町家」の普及促進（再掲）

(2) エネルギー使用量の「見える化」の推進

家庭におけるエネルギー使用量・創出量及び二酸化炭素排出量の「見える化」を推進することにより、費用対効果の大きい対策を優先的に行うことを可能にするとともに、市民一人ひとりの二酸化炭素排出削減の意識を高めます。

具 体 的 取 組

① 家庭における省エネ診断の拡充

省エネの専門家が専用のツールを用いて、各家庭の二酸化炭素排出状況を「見える化」し、削減余地の大きいものに対して集中的に対策の提案を行うなど、各家庭の様々なライフスタイルに応じたオーダーメイドの対策を実施し、確実な二酸化炭素削減を図ります。

② 省エネラベル制度の拡充の検討

現在、エアコン・電気冷蔵庫・テレビ・蛍光灯照明器具・電気便座の 5 種類の家電製品を対象としている省エネラベル制度の拡充を検討します。

③ 既存住宅の環境配慮性能を表示する制度のあり方の検討

既存の住宅に対して、環境配慮性能を表示する制度のあり方を検討します。

ここでは、区役所が実施している様々な環境保全の取組を紹介します。

【北区】レジ袋削減を北区から！

市内で最もレジ袋削減が進んでいるモデル地区として取組を展開しています。2010（平成 22）年度は、PTA や地域女性会、保健協議会など、地域団体の皆さんとの協働による学区単位でのレジ袋学習会を開催し、レジ袋をはじめとする容器包装ごみ削減の必要性やその方法を学びました。

【上京区】「みんなで花を咲かそう」ボランティア活動

区役所玄関前に季節の草花がきれいに植えられています。毎朝、水やりなどの手入れを行うことによって、庁舎前が彩り豊かに保たれており、通行人や来庁される方たちに、まちの環境美化についての意識を高めてもらおうと活動が続けられています。

【左京区】小学生のエコへの取組

2009（平成 21）年度は、錦林小学校の 4 年生がゴーヤを校舎の壁にはわせて育て、「緑のカーテン」を作りました。また、3 年目になる 2010（平成 22）年度は、学校の前庭や中庭にも緑のカーテンを作りました。加えて、地球環境に対する理解を深めるために、「子ども版環境家計簿」に取り組んでいます。

【中京区】緑のカーテンづくり

2009（平成 21）年度は、涼しくてエコな暮らしにつながる工夫について区民の皆さまに考えていただくきっかけになるよう、総合庁舎で区民ボランティア「中京・花とみどりの会」と区役所職員が合同で、ゴーヤによるグリーンカーテンづくりに取り組みました。

【東山区】東山区ふれあい広場

2009（平成 21）年度は「環境にやさしく」を合言葉に、マイ箸、マイバック持参を呼びかけ、会場ではリユース食器を使用することで、ごみ減量に取り組みました。また、使用済てんぷら油や蛍光管、不要になった携帯電話などの小型家電を回収するコーナーを設け、循環型社会について学びました。

【山科区】2 万人まち美化作戦

2009（平成 21）年度は、ごみのない美しいまちを目指し、各学区自治連合会が中心になり、学区内の道路などの一斉清掃や門掃き、電柱・電話ボックスの違反広告物の撤去などを実施しました。

【下京区】「地球環境にやさしい暮らし方」をしよう

美しいまちを次の世代に引き継ぐために、2009（平成 21）年度に「下京区環境宣言」を策定し、今こそ一人ひとりが「地球環境にやさしい暮らし方」をしようと呼び掛けています。2009（平成 21）年度は、環境月間の取組として、京都駅、東本願寺、西本願寺周辺道路の歩道などエコ・クリーン作戦を展開しました。

【南区】「打ち水」作戦

2009（平成 21）年度は、8月の「DO YOU KYOTO?デー」の取組として、ヒートアイランド現象の緩和などの意識を高めるため約 40 名が南区役所前で「打ち水」作戦を実施しました。その結果、実施前より気温が 2 度下がり、打ち水の効果を実感しました。

【右京区】京北自然体験ツアー

4 回目となる 2009（平成 21）年度は、豊かな森林と清流などの自然環境に恵まれた京北地域において、森林の手入れに欠かせない間伐の作業体験や、木質ペレットの工場見学、樹齢千年とも言われる伏条台杉の森「片波川源流域」の見学などを行いました。

【西京区】西京塾

区基本計画の重点プロジェクトの一つとして、自発的なまちづくり活動を担う人材の育成などを目的に、2004（平成 16）年度から公募による区民で構成される「西京塾」の取組を推進しています。2009（平成 21）年度は、環境・自然班と地域コミュニケーション班（公園探研隊）の 2 つのグループが、区内各地で「ごみ分別出前講座」や「公園自然観察会」などを開催しました。

ふしみ エコ いち

【伏見区】伏美 eco 市

「環境先進区」を目指して、身近な生活環境から地球環境に至るまで、環境問題に対する意識の向上を図るため、「伏美 eco 市」を実施しました。区民ボランティアを中心とした地域の活動である「きらり伏見区まちづくりプロジェクト」の創意工夫により、楽しみながらエコを体感できる環境啓発ブースの設置や、納所地域ごみ減量推進会議の協力によるフリーマーケットを開催しました。

環境にやさしい経済活動

1

環境産業の振興・育成

環境、経済、暮らしが豊かに調和し、活力ある低炭素社会の実現に向けた社会経済システムへの転換を千載一遇のビジネスチャンスと捉えて、新たな需要を掘り起こし、新事業展開や成長の機会につなげる取組を推進します。

伝統産業から先端産業までの幅広い業種が活躍し、高い技術力や匠のわざ、産学公のネットワークなど、これまで京都が築き上げてきた様々な知恵を融合し、世界市場をも視野に入れた低炭素社会を先導する産業の育成・振興を図ります。

（１）産学公連携による環境技術の開発

京都府・経済界との連携による「京都産業育成コンソーシアム」の設立や、産学公連携により、環境・エネルギー分野の新技术の研究開発や事業化に取り組んできた「京都環境ナノクラスター」の自立的なクラスター形成を推進します。

具体的取組

①★京都府・経済界との連携による「京都産業育成コンソーシアム」の設立

府・市・経済界の枠組を超えた、「オール京都」による体制を構築し、環境、医療・健康、映画・コンテンツをはじめとする次代を担う成長産業の育成を図ります。

② 研究成果を生かした環境・エネルギー関連産業などの育成・振興

「環境ナノテクノロジー」をテーマに各種事業に取り組んできた京都環境ナノクラスター事業の成果を生かし、ベンチャー企業の創出や技術移転による事業化の促進を進めます。

③★付加価値の高い新産業を創造する京都版 SBIR の推進

新技术・新製品開発に取り組む市内中小事業者や中小・ベンチャー企業の新技术を利用した事業活動を支援するため、京都の地域プラットフォーム支援体制の強みを生かした研究開発段階から販路開拓までを一貫して支援する仕組み（Small Business Innovation Research）を推進します。

(2) 事業拡大支援

京都市内の環境・エネルギー関連産業のブランド力の向上，製品やサービスの環境価値の「見える化」により，事業者の事業拡大を支援します。また，製品やサービスを購入する際に，環境への負荷が少ないものを選んで購入する「グリーン購入」について，事業者としての京都市が率先して取り組むことで環境市場を活性化させます。

具 体 的 取 組

①★低炭素社会の実現を先導する環境知恵産業（環境・エネルギー関連産業）のブランド化

低炭素社会の実現に先導的な役割を果たす京都の環境・エネルギー関連産業の事業拡大支援と産業のブランド化を図ることを目的に情報発信を行います。

②★カーボン・フットプリントの活用による環境価値の「見える化」の促進

原材料の調達から製造，輸送，消費後の廃棄に至るまでの過程で，電力や燃料の消費などを通してその商品が排出する温室効果ガスの量を積み上げ，二酸化炭素に換算して表示するカーボン・フットプリントの活用により，環境価値の「見える化」と低炭素商品の普及を促進します。

③ グリーン購入の促進

製品やサービスを購入する際に，環境への負荷が少ないものを選んで購入するグリーン購入について，事業者としての京都市が率先して取り組みます。

事業活動に伴う温室効果ガス排出量を削減することは、地球温暖化対策に加えて、長期的には、エネルギー使用の抑制による省コスト化によって、事業者の経営基盤の強化にもつながります。

中小事業者の自主的な排出削減を推進するための支援策を充実するとともに、事業者としての京都市をはじめ大規模排出事業者においては、率先した排出削減を進めることにより、環境にやさしく、力強い低炭素型経済活動の浸透を図ります。

(1) 中小事業者における低炭素化の促進

事業活動の低炭素化を推進する人材を育成します。また、中小事業者の省エネやエネルギー転換・高効率機器の導入などについて、民間事業者と協働して推進するとともに、その実現を支援する補助や低利融資を実施し、中小事業者の地球温暖化対策の推進と省コストを通じた経営基盤強化の実現を図ります。

具体的取組

①★「DO YOU KYOTO? クレジット（仮称）」制度の創設（再掲）

② 高効率機器の導入に対する補助

中小事業者の地球温暖化対策と省コストによる経営基盤強化を実現する高効率機器の導入に対する補助を行います。

③ 環境配慮型活動に対する低利融資

環境に配慮した事業活動を行う事業者に対する低利融資制度の充実を図ります。

④ 低炭素型経済活動を推進する人材の育成と助言・診断の仕組みの充実

KES などの環境マネジメントシステムの取組を促進するアドバイザーの派遣や、低炭素型経済活動を推進する人材の育成を図るセミナーを開催するとともに、「省エネ診断事業」をはじめとする事業者への支援の充実を図ります。

⑤ ノンフロン製品（業務用冷蔵・冷凍機器など）の普及促進

強力な温室効果ガスである代替フロンを冷媒として使用しない業務用冷蔵・冷凍機器など、低炭素化につながる機器の優先導入に関する普及啓発を図ります。

(2) 大規模事業者における低炭素化の促進

大規模事業者における低炭素型経済活動を促進するため、「事業者排出量削減計画書制度」における総合評価の導入と低評価の場合の追加削減対策の指導助言の徹底などを行います。

具体的取組

① 事業者排出量削減計画書制度における総合評価制度の導入と低評価の場合の追加削減対策

特定事業者に作成及び提出を条例により義務付けている事業者排出量削減計画書制度において、排出削減量（率）、エネルギー効率改善、削減対策の取組内容、低炭素型社会の形成に貢献する製品・サービスの供給など、事業活動の低炭素化に向けた取組を総合的に評価し、自主的な排出削減の更なる促進を図ります。

また、削減対策が不十分な低評価の特定事業者に対しては、クレジットの購入によるカーボン・オフセットの実施を促すなど、追加削減対策の指導助言を行います。

② 環境マネジメントシステムの導入義務化

特定事業者に対して、事業活動の低炭素化に向けた取組を強力に促すため、環境マネジメントシステムの導入を義務化します。

3 環境価値の創出・循環

温室効果ガス削減量という環境価値を「見える化」し、経済的に評価することにより、地域で循環・流通させる仕組みを構築し、事業活動をはじめとするあらゆる活動においてカーボン・オフセットを促進し、京都の都市活動の低炭素化を先導します。

(1) 環境価値の創出の仕組みづくり

温室効果ガス削減量という環境価値を「見える化」し、地域コミュニティや中小事業者の排出削減活動を促進する仕組みを構築します。

具体的取組

- ①★「DO YOU KYOTO? クレジット（仮称）」制度の創設（再掲）
- ②★エコ学区，エコ商店街，エコ大学など新たな「エコ・コミュニティ」の創設（再掲）

(2) 環境価値の需要拡大

地域コミュニティや中小事業者の削減努力により創出されたクレジットを観光やイベントなどでのカーボン・オフセットに活用することにより、環境価値の創出が意識付けられ、日常生活及び事業活動における更なる削減活動を促進する好循環の仕組みづくりを進めます。

具体的取組

①★環境に配慮した観光の推進

京都において創出されたクレジットを活用し、京都観光に伴う温室効果ガス排出量の一部をオフセットする低炭素型のエコ観光や、地域固有の自然環境・歴史文化を学び、体験する、歩いて巡る観光の推進や、環境に配慮したサービス・施設の促進などの普及を図ります。

② 会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの推進

京都において創出されたクレジットを活用し、地域で開催される会議やイベントに伴う温室効果ガス排出量の一部をオフセットする低炭素型イベントの普及を図ります。

③ 京都市役所総排出量削減推進制度の創設

京都市役所におけるエネルギー管理を徹底し、事業部門別の温室効果ガス排出量の現状把握を行い、将来的な総排出量の上限を定める制度の導入を検討します。

1 **そもそもごみを出さない**

ものを大切に長く使うなど、ごみの発生を抑制することは、製造や流通段階における温室効果ガスの発生の抑制につながる最も大切な取組です。

生活のあらゆる場面で、しまつの心を大切にしたいごみを出さない 2 R（リデュース：発生抑制，リユース：再使用）の考え方を重視した暮らしへの転換を目指します。

このような暮らしが市民に根付くことによって、事業活動においても、市民の行動に合わせるためのごみを出さないものづくりが進みます。

すぐにごみになるものを「買わない・つくらない」という京都流エコスタイルに基づく暮らしに支えられた環境にやさしいまちづくりを進めます。

（１）すぐにごみになるものを「買わない・つくらない」

市民は「すぐにごみになるものを家庭に持ち込まない」、「ものを大切に使う」、事業者は生産や販売の段階で「すぐにごみになるものをつくらない」といった行動が定着するような取組を推進します。

具体的取組**① NOレジ袋の全市展開**

市民、事業者と連携した本格的なレジ袋削減の取組を全市展開します。

② レジ袋削減協定の拡大

レジ袋の使用を抑制し、マイバッグなどの持参を促進することを目的とした事業者、市民団体などとの協定の締結をさらに拡大し、レジ袋の大幅な削減を図ります。

③ ごみの減量と商店街の活性化を目指す「エコ商店街事業」

はかり売りやはだか売り、対面販売といった販売方法や、商店街の持つ地域力を活用したごみ減量などの取組を推進します。

（２）事業所などから出るごみを減らす

事業所などから出るごみについては、透明袋製の導入及び減量計画書制度の対象拡大、業者収集ごみ処分手数料の改定などの取組を段階的に実施することで、ごみの徹底的な減量を進めます。

具 体 的 取 組

① 業者収集ごみの透明袋製の導入

資源ごみの分別・資源化と、ごみの適正排出を推進するため、京都市のごみ処理施設に搬入されるごみを対象に、民間業者（一般廃棄物許可業者）が収集するごみ袋を透明袋に限定する制度を導入します。

② チェーンストアなどへの事業系廃棄物の減量計画書制度の対象拡大

事業用大規模建築物の所有者を対象に義務付けている事業系廃棄物の減量計画書制度を、一定規模の食品関連事業者にも対象範囲を拡大し、幅広い指導を行います。

③ 業者収集ごみ処分手数料の改定

ごみの減量や再資源化を促すため、ごみ処分手数料の段階的引き上げを進めます。

（３）わかりやすい情報提供と環境学習機会の拡大

ごみ減量に向けた市民・事業者の具体的な取組方法などをわかりやすく情報提供するとともに、みんなが環境について学べる機会を拡大します。

具 体 的 取 組

① 総合環境情報誌の作成・全戸配布（再掲）

プラスチックなど化石燃料由来のごみを焼却すると地球温暖化の原因となるため、これを効率的にリサイクルし、資源として利用することは、限りある最終処分場の有効利用の観点も含めて重要な取組です。

地域特性に応じたりサイクルを進めつつ、徹底してごみを資源に変えていきます。

(1) 徹底した分別によるリサイクルの推進

ごみ減量に向けた事業者向けの情報発信や、クリーンセンターにおける搬入監視体制の強化と未分別資源ごみ及び不適物の受入拒否の実施などにより、家庭ごみ、事業ごみともに、ごみの分別ルールを徹底し、排出指導を強化します。

具 体 的 取 組

① 業種別のきめ細かい取組方法などの事業者向けの情報提供の推進

ごみ減量に向けた事業者の具体的な取組方法などを分かりやすく情報提供します。

② クリーンセンターにおける搬入監視体制の強化と未分別資源ごみ及び不適物の受入拒否の実施

クリーンセンターにおいて搬入監視を強化するとともに、分別できていない資源ごみ及び不適物の受入拒否を実施します。

③ 使用済てんぷら油などの回収拠点拡大

バイオディーゼル燃料の原料となる使用済てんぷら油の回収拠点の拡大を図ります。

（２）地域力を生かした地域密着型の取組の推進

京都のまちの特性である学区単位の活動，自治会・町内会，市政協力委員などの地域力の強みを生かしながら，地域特性に応じた資源回収の仕組みをつくります。

具体的取組

① 多様な資源物回収拠点拡大

土・日も開設する「より近い・より便利な」常設の資源物回収拠点の設置・拡大や，公共施設や商業施設における小型家電や携帯電話回収によるレアメタル※30などのリサイクルの推進を図ります。

② 地域ぐるみの生ごみ・落ち葉などの堆肥化の推進

農家と連携した生ごみの堆肥化による地産地消のモデル地域の構築や，学校や公園の落ち葉，家庭からの生ごみなどの地域単位での堆肥化を促進します。

（３）「学生のまち，観光のまち」ならではの取組の推進

「大学のまち」，「学生のまち」として多くの学生や海外からの留学生が暮らし，国際文化観光都市として多くの観光客が訪れる京都のまちの特性を踏まえたりサイクルの取組を推進します。

具体的取組

① イベントグリーン要綱によるイベントなどのエコ化

イベントグリーン要綱に基づき，学園祭や地域のイベントなどのエコ化を推進することにより，次代を担う若者を中心とした更なる環境意識の向上を図ります。

※30 非鉄金属のうち，埋蔵量が少ない，あるいは採取が難しいなどの理由で，生産量や流通量が非常に少ないもののこと。国際的な定義はないが，日本では経済産業省がプラチナやニッケルなど31種類の金属をレアメタルに指定している。

ごみは安全に処理して最大限活用

ごみの減量，リサイクルに取り組んでも，なお，出てくるごみについては，引き続き，適正に処理し，市民生活の安心・安全を守ります。

クリーンセンターでのごみ発電や生ごみのバイオガス発電により，エネルギー回収の最大化と温室効果ガスの削減を目指します。

(1) ごみからのエネルギー回収の最大化

生ごみなどのバイオマスの活用や焼却熱を利用した高効率なごみ発電により，エネルギー回収の最大化と温室効果ガスの削減を目指します。

具体的取組

- ① 南部クリーンセンター第2工場建替え時におけるバイオガス化施設の併設(再掲)

(2) 環境負荷を低減するごみの適正処理

蛍光管や在宅医療廃棄物などの，家庭から出る有害危険物を安心・安全に回収し，適正に処理するとともに，埋立処分地の更なる環境負荷の低減を図ります。

具体的取組

- ① ごみ処理施設の経済性に配慮した整備・運営

ごみの減量に応じて現行の4工場体制のクリーンセンターを3工場とするなど，経済性に配慮した長寿命化計画による施設の整備・運営を図ります。

【施策のロードマップ】

本計画で掲げる施策について，2030（平成 42）年度までの工程表（ロードマップ）を次ページ以降に示します。

方針	2011	2015	2020
施策			
取組			
1.「既存公共交通」の取組(既存公共交通の利便性向上)			
公共交通利便性向上施策			
洛西地域におけるバス利便性の向上	○実施		
京都駅南口駅前広場の整備	○検討	○工事着手	
市内共通乗車券の創設	○京都フリーバスの創設 ○見直し・充実		
駅などのバリアフリー化の推進	○駅などのバリアフリー化の推進		
パークアンドライドの広域展開と観光地交通対策の実施	○観光ピーク期のパークアンドライドの実施 ○東山地区、嵐山地区における交通対策		
公共交通不便地域の対応策に関する検討	○検討 ○対応策の実施		
交通情報通信システムの開発	○検討 ○システム開発		
2.「まちづくり」の取組(歩行者優先のまちづくり)			
「歩くまち・京都」を支える歩行空間の充実			
東大路通の自動車抑制と歩道拡幅	○検討	○工事着手	
四条通の歩道拡幅と公共交通優先化	○検討	○工事着手	
未来の公共交通の充実			
新しい公共交通システム(LRT、BRT)の導入検討	○らんなん進都における新しいバスシステムの検討・導入 ○LRTの検討		
自動車交通の効率化と適正化			
パークアンドライドの通年実施	○通年実施の充実		
駐車場施策の見直し	○駐車場条例の改正 ○見直し・充実		
タクシー交通の位置付けの明確化と効果的な活用の検討	○タクシー駐停車マナー向上の取組 ○見直し・充実		
ロードプライシングの検討	○検討		
交通条件の公平化の検討	○検討		
カーシェアリングの更なる普及	○検討 ○実施 ○見直し・充実		
歩行者と共存可能な自転車利用環境の整備			
自転車利用環境の整備	○自転車等駐車場の整備 ○自転車通行環境の整備		
3.「ライフスタイル」の取組(歩いて楽しい暮らしを大切にするライフスタイルへの転換)			
『歩くまち・京都』憲章の普及・啓発			
学校教育、シンポジウム、イベント、商業施設などでの普及・啓発	○実施 ○見直し・充実		
「スローライフ京都」大作戦(プロジェクト)			
広報媒体などを活用したモビリティ・マネジメント	○実施 ○見直し・充実		
「市民」の交通行動スタイルの見直しを促す施策	○実施 ○見直し・充実		
「観光客」の交通行動スタイルの見直しを促す施策	○実施 ○見直し・充実		

2030	◎:削減効果指標 ★:進ちょく指標	削減効果の算定方法	削減効果 【万トン】
交通事業者等によるネットワークを活かした更なる利便性向上策の推進	★市内公共交通の乗降客数(市バス・地下鉄・JR・私鉄)		
都心主要幹線道路、観光地周辺道路、商店街等における歩行空間の更なる充実			
公共交通ネットワークの再構築			
更なる自動車利用の抑制	★パークアンドライド通年実施箇所の収容台数		
	★公共交通利用者へのサービス提供を行う商業施設などの数		
	◎市内自家用車保有台数	市内自家用車保有台数の減少台数×自家用車1台あたりの排出量	7.7
地域の実情や特性に応じた対策の推進	★自転車事故件数、本市関連の自転車等駐車場の収容台数		
歩いて暮らせるまちの定着			
歩いて暮らせるまちの定着			
クルマを使わない観光の定着			

方針	2011	2015	2020
施策			
取組			
4. エコカーへの転換 インフラ整備の推進	○検討 ○対応策の実施		
事業者・販売店を通じた転換促進	○実施 ○見直し・充実 ○実施 ○見直し・充実 ○検討 ○導入		

社会像 2

森を再生し「木の文化」を大切にするまち

方針	2011	2015	2020
施策			
取組			
1. 地域産木材の活用 建築物の地域産木材利用	○実施 ○見直し・充実 ○京都市公共建築物低炭素仕様に基づく施設整備 など ○環境共生を主眼とした市営住宅整備指針に基づく施設整備 ○CASBEE京都の策定 ○認証制度の創設 ○見直し・充実 ○実施 ○見直し・充実 ○平成の京町家普及促進事業 ○見直し・充実		
間伐材や木質ペレットなどの利用	○木質ペレットストーブ等普及促進事業 ○見直し・充実 ○京都市公共建築物低炭素仕様に基づく施設整備 など ○実施 ○見直し・充実		
木材利用者への情報提供	○検討 ○地域産材普及供給体制整備事業 ○検討 ○実施		
2. 森林の適切な保全 森林整備	○森林整備事業の推進 ○見直し・充実 ○ガイドラインに基づく森林景観づくりの推進 ○見直し・充実 ○林業担い手対策事業 ○見直し・充実		
林業の振興	○地域産材を安定して供給できる体制の構築 ○見直し・充実 ○密度の高い林内路網の整備、高性能林業機械の導入 ○見直し・充実		
森づくりへの市民参加	○伝統文化の森推進事業 ○見直し・充実 ○生態系保全型の森づくりシステムの構築 ○見直し・充実		

2030	◎:削減効果指標 ★:進ちょく指標	削減効果の算定方法	削減効果【万トン】
民間事業者によるインフラ整備の推進	★EV用充電設備設置数		
エコカーの販売、購入の定着	◎エコカー普及台数	(ガソリン車1台当たりの排出量－エコカー1台当たりの排出量)×エコカーの普及台数	6.0
	◎自動車燃費【販売ベース】	ガソリン車1台当たりの排出量×燃費の改善率×販売台数	25.8

2030	◎:削減効果指標 ★:進ちょく指標	削減効果の算定方法	削減効果【万トン】
地域産木材の利用拡大による京都らしい景観形成の進展	★特定建築物における地域産木材利用量		
	★公共施設における地域産木材利用量		
	◎CASBEE京都評価届出件数【非住宅】	届出された建築物のLC-CO2削減効果×CASBEE京都届出件数	0.3
	★平成の京町家認定戸数		
木質ペレットの利用拡大	◎地域産木質ペレット利用量	地域産木質ペレット利用量(＝代替灯油量)×灯油の排出係数	0.4
間伐材の利用拡大	★木質ペレット原料用間伐材供給助成件数		
地域産木材の利用拡大			
健全で多様な森林の育成と多様な担い手による地域産木材の供給拡大	◎森林面積(天然生林, 育成林)	単位面積当たりの二酸化炭素吸収量×森林面積	0.5
	★林業労働者長期就労日数		
林業経営の効率化と低コスト化に向けた取組の推進	◎森林面積(天然生林, 育成林)	単位面積当たりの二酸化炭素吸収量×森林面積	0.5 (再掲)
民有林における市民参加型森づくりの推進	★森づくりサポーター登録者数		
	★環境学習活動の実施回数		

方針	2011	2015	2020
施策			
取組			
3. 水と緑と風を活かしたまちづくり 市街地の緑化			
特定緑化建築物への緑化義務化	○実施	○見直し・充実	
公共施設の緑化の推進	○実施	○見直し・充実	
屋上緑化・壁面緑化に対する助成の充実	○緑のまちなか緑化助成事業	○見直し・充実	
市民などとの協働による民有地緑化の推進	○実施	○中心部における緑化義務化	
ヒートアイランド対策			
市民農園の整備などによる農地の有効活用	○実施	○見直し・充実	
鴨川を幹とした風の道づくり	○実施	○見直し・充実	
水と緑のネットワークづくり	○実施	○見直し・充実	
水を活用した取組の推進	○実施	○見直し・充実	

社会像 3

エネルギー創出・地域循環のまち

方針	2011	2015	2020
施策			
取組			
1. 再生可能エネルギーの導入拡大 事業活動における活用			
「DO YOU KYOTO?クレジット(仮称)」制度の創設	○実施		
特定建築物への再生可能エネルギーの導入義務化	○実施		
事業者排出量削減計画書制度における評価	○実施	○見直し	
「CASBEE京都」による環境性能の評価が高い建築物の普及促進(再掲)	○CASBEE京都の策定	○認証制度の創設	○見直し・充実
市民生活における活用			
太陽光発電設備及び太陽熱利用設備の導入に対する補助などの実施	○補助(太陽光発電設備) ○太陽熱利用設備設置支援の検討	○見直し	
市民協働発電制度の実施	○検討	○実施	
木質ペレットストーブ・ボイラー・吸収式冷温水器の普及推進(再掲)	○補助	○見直し	
新築住宅への再生可能エネルギーの導入義務化の検討	○検討	○実施	
公共部門における活用			
公共建築物への再生可能エネルギー(太陽光、太陽熱、木質バイオマスなど)の率先導入	○京都市公共建築物低炭素仕様に基づく施設整備		
小水力発電の導入の推進	○検討	○実施	
使用済てんぷら油から精製したバイオディーゼル燃料の利用拡大	○実施		
南部クリーンセンター第2工場建替え時におけるバイオガス化施設の併設	○工事に向けた調整・検討	○現地着工	
下水汚泥(メタンガス)の有効利用	○利用方法等の検討		

2030	◎:削減効果指標 ★:進ちょく指標	削減効果の算定方法	削減効果 【万トン】
民有地における緑化の拡大	★特定緑化建築物数		
	★緑のまちなか緑化助成件数		
市民参加型の都市型農業の拡大	★市民農園区画数		
きめ細やかな緑のネットワークの形成			
「打ち水」の実施拡大・「ミスト装置」の普及促進	★打ち水実施数		

2030	◎:削減効果指標 ★:進ちょく指標	削減効果の算定方法	削減効果 【万トン】
活用状況を踏まえ、制度内容及び促進策の見直しを検討	◎クレジット化された削減量	「DO YOU KYOTO?クレジット(仮称)」として認証を受けた削減量	1.0
技術革新を踏まえ、再生可能エネルギー導入義務量等の拡大を検討	◎太陽光発電設備の発電出力 ◎再生可能エネルギー設備の導入量	太陽光発電設備の発電出力×電気の使用に伴う排出係数など	7.5
国における総量削減施策の実施状況を踏まえて見直し			
建築物の省エネ基準の改定等を踏まえて見直し	◎CASBEE京都評価届出件数【非住宅】	届出された建築物のLC-CO2削減効果×CASBEE京都届出件数	0.3 (再掲)
技術革新、設備価格の推移、国の導入促進策を踏まえて見直し	◎太陽光発電設備の発電出力	太陽光発電設備の発電出力×電気の使用に伴う排出係数	4.5 (再掲)
取組の拡大状況に応じて民間主導へ移行			
技術革新、設備価格の推移、国の導入促進策を踏まえて見直し	◎地域産木質ペレット利用量	地域産木質ペレット利用量(=代替灯油量)×灯油の排出係数	0.4 (再掲)
建築物の省エネ基準の改定等を踏まえて検討	◎太陽光発電設備の発電出力	太陽光発電設備の発電出力×電気の使用に伴う排出係数	4.5 (再掲)
技術革新、設備価格の推移、国の導入促進策を踏まえて再生可能エネルギー源の多様化、高発電容量化	◎再生可能エネルギー設備の導入量	設備導入による消費エネルギー削減量×電気や燃料の使用に伴う排出係数	3.0
検討結果を踏まえて導入を検討			
回収拠点拡大、燃料の利用用途拡大などの更なる充実	★回収拠点数 ★使用済てんぷら油回収量		
エネルギー回収の最大化による温室効果ガス排出量の削減			
有効利用の拡大			

方針	2011	2015	2020
施策			
取組			
2. 地域におけるエネルギーマネジメント			
スマート・コミュニティの構築			
らくなん進都、岡崎地域等における新たなエネルギーマネジメントシステムの構築	○検討 ○推進		
エコ・コンパクトな都市に向けた土地利用の促進	○都市計画マスタープラン策定、推進		

社会像 4

環境にやさしいライフスタイル

推進方針	2011	2015	2020
具体的施策			
具体的取組			
1. エコ生活の普及促進			
エコを楽しく格好よく			
京朝スタイルの普及	○事業実施(京朝スタイル月間の取組) ○見直し・充実		
多様なメディアを積極活用した普及啓発	○検討 ○実施		
「DO YOU KYOTO? デー」における取組の推進	○「DO YOU KYOTO?」プロジェクト147万人推進事業 ○見直し・充実		
「大学のまち京都・学生のまち京都」の学生の力を活用したエコ活動の推進	○検討 ※京都学生祭典への支援は継続実施 ○実施		
エコドライブの推進	○エコドライブ推進事業 ○見直し・充実		
エコで健康に			
農林水産物の地産地消と「京の待ち食」の普及・推進による環境に配慮した食生活の普及	○森と海と暮らしの連携プロジェクト、京の食文化普及啓発事業 ○見直し・充実		
歩行空間や自転車利用環境の整備	○京都一周トレイル運営など ○見直し・充実		
エコを学ぶ			
子どもへの環境教育の推進	○こどもエコライフチャレンジ推進事業 など ○見直し・充実		
総合環境情報誌の作成・全戸配布	○配布・周知		
京エコロジーセンターを中心とするエコ学習の展開と人材育成	○実施 ○見直し・充実		
2. 地域コミュニティにおけるエコ活動の推進			
地域ぐるみのエコ活動			
エコ学区、エコ商店街、エコ大学など新たな「エコ・コミュニティ」の創設	○低炭素のモデル地区「エコ学区」事業 など ○見直し・充実		
「DO YOU KYOTO? クレジット(仮称)」制度の創設(再掲)	○実施		
各区におけるエコ活動支援事業の推進	○各区環境パートナーシップ事業など ○見直し・充実		
3. 環境に配慮した住宅の普及促進			
住宅の省エネ			
既存住宅における省エネ改修の支援拡大の検討	○検討 ○実施 ※エコリフォーム推進事業 など		
省エネ住まいアドバイザー制度の創設	○検討 ○創設		
「CASBEE京都」による環境性能の評価が高い建築物の普及促進(再掲)	○CASBEE京都の策定 ○認証制度の創設 ○見直し・充実		
「平成の京町家」の普及促進(再掲)	○平成の京町家普及推進事業 ○見直し・充実		
「見える化」の推進			
家庭における省エネ診断の拡充	○検討 ※環境家計簿はインターネット版で継続 ○実施		
省エネラベル制度の拡充の検討	○検討 ○対象の拡大		
既存住宅の環境配慮性能を表示する制度のあり方の検討	○検討 ※CASBEE京都と住宅性能評価制度との整合を図る ○実施		

2030	◎:削減効果指標 ★:進ちょく指標	削減効果の算定方法	削減効果 【万吨】
新たなエネルギーマネジメントシステムの定着、普及			
都市計画マスタープランに基づく取組状況を踏まえて見直し			

2030	◎:削減効果指標 ★:進ちょく指標	削減効果の算定方法	削減効果 【万吨】
環境にやさしいライフスタイルの定着	★市民意識調査 (環境にやさしい行動の実施率) ★京灯ディナー、ライトダウンなど参加者数 ★協力大学数 ◎エコドライブ宣言者数	ガソリン車1台あたりの排出量 × エコドライブによる削減割合 × エコドライブ宣言者増加数	4.8
健康的なライフスタイルへの転換	★市民意識調査 (環境にやさしい行動の実施率)		
「エコ」に対する知識の醸成	★エコチャレ実施学童数		
ごみ減量に向けた取組の情報提供			
「エコ」に対する知識の醸成	★京エコロジーセンター来館者数		
コミュニティ単位のエコ活動の促進	◎エコ学区における削減量 測定の予定世帯数 ◎クレジット化された削減量 ★実施イベント数	「DO YOU KYOTO?クレジット(仮称)」として認証を受けた削減量	0.03 1.0 (再掲)
省エネ住宅の普及促進	★省エネ化による固定資産 税減額対象数 ◎CASBEE京都評価届出件数【住宅】 ★「平成の京町家」認定戸数	CASBEE京都取得物件の1件あたりの削減効果 × CASBEE京都取得件数	0.05
省エネ住宅の普及促進	★省エネ診断実施数 ★省エネラベル制度対象製品数 ◎高効率家電製品の普及台数【エアコン・冷蔵庫】 ★省エネ化による固定資産 税減額対象数		

環境にやさしい経済活動

方針 施策 取組	2011	2015	2020
1. 環境産業の振興・育成			
産学公連携による環境技術の開発			
京都府・経済界との連携による「京都産業育成コンソーシアム」の設立	○「京都産業育成コンソーシアム」の設立 ○共同プロジェクトの実施 など		
研究成果を生かした環境・エネルギー関連産業などの育成・振興	○京都環境ナノクラスター事業 ○京の環境みらい創生事業		
付加価値の高い新産業を創造する京都版SBIRの推進	○検討 ○創設		
事業拡大支援			
京都府・経済界との連携による「京都産業育成コンソーシアム」の設立	○「京都産業育成コンソーシアム」の設立 ○共同プロジェクトの実施 など		
低炭素社会の実現を先導する環境知恵産業（環境エネルギー関連産業）のブランド化	○調査・実態把握 ○プロモーション		
カーボン・フットプリントの活用による環境価値の「見える化」の促進	○検討 ○実施		
グリーン購入の促進	○実施 ○見直し・充実		
2. 企業における低炭素化の促進			
中小事業者における低炭素化の促進			
「DO YOU KYOTO?クレジット(仮称)」制度の創設(再掲)	○実施		
高効率機器の導入に対する補助	○実施		
環境配慮活動に対する低利融資	○実施 ○見直し・充実		
低炭素型経済活動を推進する人材の育成と助言・診断の仕組みの充実	○実施 ○見直し・充実		
ノンフロン製品(業務用冷蔵・冷凍機器など)の普及促進	○実施 ○見直し・充実		
大規模事業者における低炭素化の促進			
事業者排出量削減計画書制度における総合評価制度の導入と低評価の場合の追加削減対策	○実施 ○見直し・充実		
環境マネジメントシステムの導入義務化	○実施 ○見直し・充実		
3. 環境価値の創出・循環			
環境価値の創出の仕組みづくり			
「DO YOU KYOTO?クレジット(仮称)」制度の創設(再掲)	○実施		
エコ学区、エコ商店街、エコ大学など新たな「エコ・コミュニティ」の創設(再掲)	○実施 ○見直し・充実		
創出の仕組みづくり			
環境に配慮した観光の推進	○実施 ○見直し・充実		
会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの推進	○実施 ○見直し・充実		
京都市役所総排出量削減推進制度の創設	○エネルギー使用量の詳細把握、制度検討 ○本格実施		

2030	◎:削減効果指標 ★:進ちょく指標	削減効果の算定方法	削減効果 【万トン】
「オール京都」で中小企業の育成を推進			
産学公ネットワークを活かした更なる新技術開発促進			
「オール京都」で中小企業の育成を推進			
低炭素社会の実現への貢献を「見える化」することによる環境・エネルギー関連産業のブランド力の向上 海外戦略の構築・支援			
グリーン購入の一層の促進			
活用状況を踏まえ、制度内容及び促進策の見直しを検討	◎クレジット化された削減量	「DO YOU KYOTO?」クレジット(仮称)」として認証を受けた削減量	1.0 (再掲)
民間グリーン・サービス事業者による事業者の低炭素化の促進	◎高効率給湯機器の普及台数	高効率給湯機器の削減効果×高効率機器の普及台数	4.9
	★省エネ診断件数		
事業者の総排出量削減を確保するため、制度強化の検討	◎特定事業者制度報告書における総排出量	基準年度排出量 －当該年度排出量	15.4
ICTを活用したクレジット認定の仕組みづくりの検討	◎クレジット化された削減量	「DO YOU KYOTO?」クレジットとして認証を受けた削減量	1.0 (再掲)
	◎エコ学区における削減量 測定の前定世帯数		0.03 (再掲)
カーボン・オフセット、エコツーリズムの普及・定着			
カーボン・オフセットの普及・定着			
国における総量削減施策の実施状況を踏まえて適宜見直し	★京都市役所の温室効果ガス削減量		

方針	2011	2015	2020
施策			
取組			
1. そもそもごみを出さない			
すぐにごみになるものを「買わない・つぐらない」			
NOLレジ袋の全市展開	○実施		
レジ袋削減協定の拡大	○実施		
ごみの減量と商店街の活性化を目指す「エコ商店街事業」	○実施		
事業所などから出るごみを減らす			
業者収集ごみの透明袋製の導入	○実施		
チェーンストアなどへの事業系廃棄物の減量計画書制度の対象拡大	○対象拡大		
業者収集ごみ処分手数料の改定	○改定	○改定	
わかりやすい情報提供と環境学習機会の拡大			
総合環境情報誌の作成・全戸配布(再掲)	○配布・周知		
2. ごみは資源、可能な限りリサイクル			
徹底した分別によるリサイクルの推進			
業種別のきめ細かい取組方法などの事業者向けの情報提供の推進	○実施		
クリーンセンターにおける搬入監視体制の強化と未分別資源ごみ及び不適物の受入拒否の実施	○実施		
使用済てんぷら油などの回収拠点拡大	○実施		
地域力を生かした地域密着型の取組の推進			
多様な資源物回収拠点拡大	○実施		
地域ぐるみの生ごみ・落ち葉などの堆肥化の推進	○実施		
「学生のまち、観光のまち」ならではの取組の推進			
エコイベント実施要綱によるイベントなどのエコ化	○実施		
3. ごみは安全に処理して最大限活用			
ごみからのエネルギー回収の最大化			
南部クリーンセンター第2工場建替え時におけるバイオガス化施設の併設(再掲)	○工事に向けた調整・検討	○現地着工	
環境負荷を低減するごみの適正処理			
ごみ処理施設の経済性に配慮した整備・運営	○実施	○4工場→3工場	

2030	◎:削減効果指標 ★:進ちょく指標	削減効果の算定方法	削減効果 【万トン】
ごみの減量につながる行動の定着の推進	★レジ袋削減協定締結数	市処理施設における廃プラスチック受入量 × プラスチックの燃焼における排出係数	7.2
徹底的なごみの減量の推進			
ごみ減量に向けた取組の情報提供			
ごみの分別ルール徹底と排出指導の強化	◎市処理施設に廃プラスチック受入量		
回収拠点拡大	★回収拠点数 ★使用済てんぷら油回収量		
地域特性に応じた資源回収の仕組みづくり	★回収拠点数 ★助成件数		
エコ化の推進	★実施イベント数		
エネルギー回収の最大化による温室効果ガス排出量の削減			
経済性に配慮した施設の整備・運営			

1 推進体制

(1) 庁内における横断的な連携及び「京都市民環境ファンド」などによる財源面の充実

2005（平成 17）年 4 月に全庁横断的な地球温暖化対策推進組織として設置された「京都市地球温暖化対策推進本部」を中心に、全庁をあげて地球温暖化対策を一層推進します。

また、予算編成において、地球温暖化対策の観点からの評価を実施し、温室効果ガス排出量の削減に寄与する施策の財源面における充実を図ります。

さらに、ごみ有料化財源、森林環境税、地球温暖化対策に対する寄付、カーボン・オフセット事業などによる収入を見込んで創設した「京都市民環境ファンド」を活用し、新エネルギーの導入・普及、低炭素型機器の開発・普及、関連する研究・技術開発、森林整備などを実施します。

(2) 第三者委員会の設置

専門的見地から点検・評価を行うため、市民や事業者、環境保全活動団体の代表者、学識経験者などで構成される第三者委員会として「地球温暖化対策推進委員会」を設置し、地球温暖化対策の取組の点検評価を行います。

(3) 市民・事業者・民間団体との連携

市民、事業者、行政の三者の参加と連携のもとで環境と共生する持続可能な社会づくりを進める組織「京^{みやこ}のアジェンダ 21 フォーラム」などを積極的に活用し、パートナーシップに基づく様々な取組を総合的に進めます。

(4) 国、他都市及び京都府との連携

京都市が先駆的な取組によって、日本全国、さらには世界各国をリードすることは重要ですが、同時に、近隣の地方自治体や国の施策と連携した広域的な取組を進めることも、極めて大きな意義を持つものです。

国に対しては、地球温暖化対策基本法案の早期成立を望むとともに、当法案で規定される国内排出量取引制度、地球温暖化対策税などの制度について、地方自治体としての立場から政策提案を行います。

1 京都府との連携については、今回の条例改正により、事実上の府市共同条例となったことを契機に、互いの新計画で掲げる取組についても、これまで以上に連携を図り、相乗効果を高めながら推進します。

他都市との連携については、他の環境モデル都市や関係行政機関などと構成する「低炭素都市推進協議会」の中で、環境モデル都市の優れた取組の全国展開を図るとともに、日本の優れた取組を世界に発信していきます。

また、中央集権社会から地域主権型社会への転換を目的とした関西 4 都市市長会議（京都市、大阪市、堺市、神戸市）を活用しつつ、環境分野における連携を深め、「地球環境に対する意識の高揚と持続可能な自然共生・低炭素型・循環型社会への転換」を目指します。

（５）国際的な連携と発信

持続可能な開発に積極的に取り組む自治体などで構成された国際的な連合組織である「イクレー―持続可能性をめざす自治体協議会」や、京都市の呼び掛けにより設立された「気候変動に関する世界市長・首長協議会」、京都市長が会長を務めている「世界歴史都市連盟」、さらには姉妹都市、パートナーシティとの交流を通じて、世界各国の自治体との連携を深め、各自治体が直面している課題の解決に向けて、情報交換・共同研究を行います。

また、本計画の施策をはじめとする取組の推進を通じて獲得した多様な知見について、大学や研究機関との連携を図りながら、これら国際的なネットワークを活用して、持続可能な低炭素社会の実現に向けた発展モデルとして、世界に発信します。

2 施策の進行管理

（１）削減効果指標による進ちょく状況の把握及び評価

本計画で新たに設置する削減効果指標のデータを毎年度把握・評価し、二酸化炭素の削減量を「見える化」することにより、目標値との乖離^{かいり}が大きなものについては施策を強化するなど、的確かつ具体的な対応を図ります。

（２）社会経済情勢や関連政策の動向に即応する施策の充実・強化

地球温暖化対策をめぐる国内外の情勢や関連政策の動向に、時宜に応じて対応していくことが不可欠であることから、必要な施策の充実・強化を常に検討し、計画の進化を図っていきます。

（３）年次報告書の作成・公表による点検及び評価

地球温暖化対策の進ちょくや年間の取組状況について、条例の規定に基づき、「地球温暖化対策に係る年次報告書」としてとりまとめ、広く公表する中で、点検及び評価を実施します。



この冊子は、京都市の地球温暖化対策計画をまとめたものです。
より詳しい情報については、インターネットでご覧いただけます。

京都市地球温暖化対策計画

検索



平成23年3月発行

京都市環境政策局地球温暖化対策室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL:075-222-4555 FAX:075-211-9286 E-mail:ge@city.kyoto.jp

URL: <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-7-0-0-0.html>